

【資料編】

佐倉市産業振興条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第18条）

第3章 佐倉市産業振興推進会議（第19条）

第4章 雜則（第20条）

附則

前文

産業の振興は、経済を活性化させることにより、地域の活力を創出し、雇用機会を拡大するとともに、事業活動を通じて市民生活の向上に寄与するものです。また、地方公共団体の財政は、社会保障費その他の義務的経費の増加等の要因により、多様な行政需要を満たすための財源が不足し、厳しい運営を迫られており、安定した財政基盤を確立するという意味からも地域産業の振興が欠かせません。

市内の産業が着実に発展していくためには、行政、事業者及び産業経済団体並びに市民が産業の振興に係るそれぞれの役割について共通の認識を持ち、協働して取り組んでいくことが重要です。

ここに、産業の振興に係る市、事業者及び産業経済団体並びに市民のそれぞれの役割や本市の産業の振興のあり方などの基本的な事項を明らかにするとともに、関連する施策を一体的かつ相乗的に推進するため、この条例を制定します。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業の振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定及び強化、中小企業の競争力の強化、企業立地の促進、雇用機会の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展及び市民生活の向上に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において営利の目的をもって事業活動を行うものをいう。
- (2) 商店会 市内において小売業、飲食業、サービス業等を営む事業者が組織する団体をいう。
- (3) 産業経済団体 農業協同組合、商工会議所、工業団体、観光協会その他市内において

経済活動又は地域産業の振興を行う団体をいう。

(基本方針)

第3条 産業の振興は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を基本とし、公的資金又は公的需要に依存しない自立的な経済構造の構築を図ることを旨として行われなければならない。

- 2 産業の振興に係る施策は、市、事業者及び産業経済団体が連携協力の下、一体的かつ相乗的に推進されなければならない。
- 3 産業の振興に係る施策を講ずるに当たっては、次に掲げる事項について十分配慮されなければならない。
 - (1) 歴史、自然及び文化、成田国際空港及び都心との近接性その他本市の特性について、相乗的な効果が得られるよう、十分に活用すること。
 - (2) 起業、既存産業の振興等の内発的な振興に併せ、独自の創意工夫に基づく新たな産業又は企業を迎える外発的な振興を図ること。
 - (3) 特定の産業又は企業に偏らず、均衡のとれた産業構造の形成を図ること。
 - (4) 地域経済の発展の重要な担い手である中小企業の育成を図ること。
 - (5) 高い経済効果を及ぼす産業の発展を図ること。
 - (6) 成長及び雇用機会の拡大が期待される産業の誘致及び創出を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針にのっとり、産業の振興に係る施策を総合的に策定の上、一体的かつ相乗的に実施する責務を有する。

(事業者及び産業経済団体の役割)

第5条 事業者は、自主的な努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるとともに、市又は産業経済団体による産業の振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。

- 2 事業者は、法令の規定を遵守するとともに、自らの事業活動に期待される社会的な意義及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。
- 3 事業者は、産業経済団体への加入に努めるとともに、市又は産業経済団体が行う産業の振興のための施策、事業等への参加及び必要な協力に努めるものとする。
- 4 産業経済団体は、事業者の自主的な努力及び創意工夫を支援するよう努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、産業の振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興への協力に努めるものとする。

- 2 市民は、自らの消費行動が地域の産業に与える影響及び効果を理解し、将来身近で日

常的な消費活動の利便性を失うことのないよう、地域の商店街の利用に配慮するものとする。

(産業振興ビジョン)

第7条 市長は、産業の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、産業振興ビジョンを定めなければならない。

2 市長は、経済的・社会的情況の変化等を勘案し、適宜、産業振興ビジョンに検討を加え、必要があると認めるとときは、これを変更しなければならない。

第2章 基本的施策

(農業に係る市の取組)

第8条 市は、農業の振興を図るため、生産基盤の整備、農業の後継者の確保、新規就農者の育成、農地の遊休化の防止及び解消、農用地の利用集積等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、農業に対する市民の理解を深めるため、市内の市街地と農業生産地域との地域間交流の推進、農業の振興に係る催しの実施、農業の体験のための場の充実、市街地近郊における農業の推進、地域特産物の作出等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(商業に係る市の取組)

第9条 市は、商業の振興を図るため、商店街における環境の整備、地域における事業者の新たな連携の推進、商店会の活性化等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地域における商業の振興を図るため、大規模店舗等が地域への貢献のために行う事業に関し必要な施策を講ずるものとする。

(工業に係る市の取組)

第10条 市は、工業の振興を図るため、工業団地における環境の整備、製品又は技術の開発、企業相互の交流の促進等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(観光に係る市の取組)

第11条 市は、観光の振興を図るため、次に掲げる観光資源を活用の上、観光拠点となる施設の整備及びその連携の推進、観光の振興に係る催しの実施等に関し必要な施策を講ずるものとする。

- (1) 国立歴史民俗博物館、旧堀田邸、佐倉順天堂記念館、武家屋敷等の歴史的又は文化的な観光資源
- (2) 佐倉ふるさと広場、佐倉草ぶえの丘及び佐倉市飯野台観光振興施設を含む印旛沼周辺等の風致的な観光資源
- (3) 地域特産物及び市内の伝統的な技術又は技能により製造された工芸品、食品その他の物品

(4) 前3号に掲げるもののほか、歴史、自然、文化、人情、風情、景観その他の観光需要を喚起し、又は拡大する観光資源

(伝統的工芸に係る市の取組)

第12条 市は、伝統的工芸の振興を図るため、その背景にある文化の周知に努め、伝統的工芸に係る貴重な技能の継承に対して支援するとともに、伝統的な素材、技能、技術、意匠等を活用した新たな地域産業の創出に関する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の支援)

第13条 市は、中小企業の生産性の向上及び経営の改善を支援するため、製品又は技術に係る開発の促進、生産及び販売に関する情報の提供等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(新事業の創出及びインキュベーションの促進)

第14条 市は、ベンチャービジネス（新技術又は高度な知識を基に行われる、創造的かつ革新的な事業をいう。）、コミュニティビジネス（地域が抱える課題に企業経営の手法で取り組む事業をいう。）その他の新事業の創出（社会的起業（環境、福祉等に関する社会的課題に企業経営の手法で取り組む事業に係る起業をいう。）を含む。以下「新事業の創出」という。）を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、成田国際空港及び都心との近接性を活用し、又は市内の空き店舗等を利用したインキュベーション（起業者を育成し、事業化に導く支援をいう。以下同じ。）を促進するため、必要な施策を講ずるものとする。

3 市は、多様かつ高度な技術、技能、知識又は経験を有する企業退職者その他の市民の協力を得て、新事業の創出及びインキュベーションに関する教育、研修等に関し必要な施策を講ずるものとする。

(企業立地の促進)

第15条 市は、企業立地を促進するため、高い経済効果を及ぼす産業、成長発展が期待される産業、地域産業への波及効果が大きい分野の産業及び雇用機会の拡大が期待される産業に重点において、企業立地に係る推進体制の整備、企業誘致に係る助成制度の充実、市有地及び市街化調整区域を含めた土地活用等に係る情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成及び確保)

第16条 市は、事業者の事業活動を担う人材の育成及び確保を図るため、産業教育の実施、職業能力の開発、市内外への市内企業に関する情報の提供、人材の誘致等に関し必要な施策を講ずるものとする。

2 市長は、産業の振興に係る施策を効果的に推進するため、必要な能力を有する人材について、研修等による育成及び任期付採用（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条第1項又は第2項の規定による任期を定めた職員の採用をいう。）等による確保に努めるものとする。

（財政上の措置等）

第17条 市は、産業の振興に係る施策を実施するため、市内に本社、工場その他の事業所を立地しようとするもの、自らの競争力の強化を図ろうとする中小企業等に対し、予算の範囲内において、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

（連携の強化）

第18条 市は、国、他の地方公共団体、事業者、産業経済団体、大学その他の研究機関等が相互に連携を図りながら協力することにより、産業の振興の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらのものの間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

第3章 佐倉市産業振興推進会議

第19条 産業の振興に関し必要な事項を調査審議するため、佐倉市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員十二人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
 - (2) 産業経済団体の関係者
 - (3) 事業者
 - (4) 消費者
 - (5) 前各号に掲げる者のか、市長が必要と認める者
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、又は関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第4章 雜則

（委任）

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年佐倉市条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

別表第一中国民健康保険運営協議会の項の次に次のように加える。

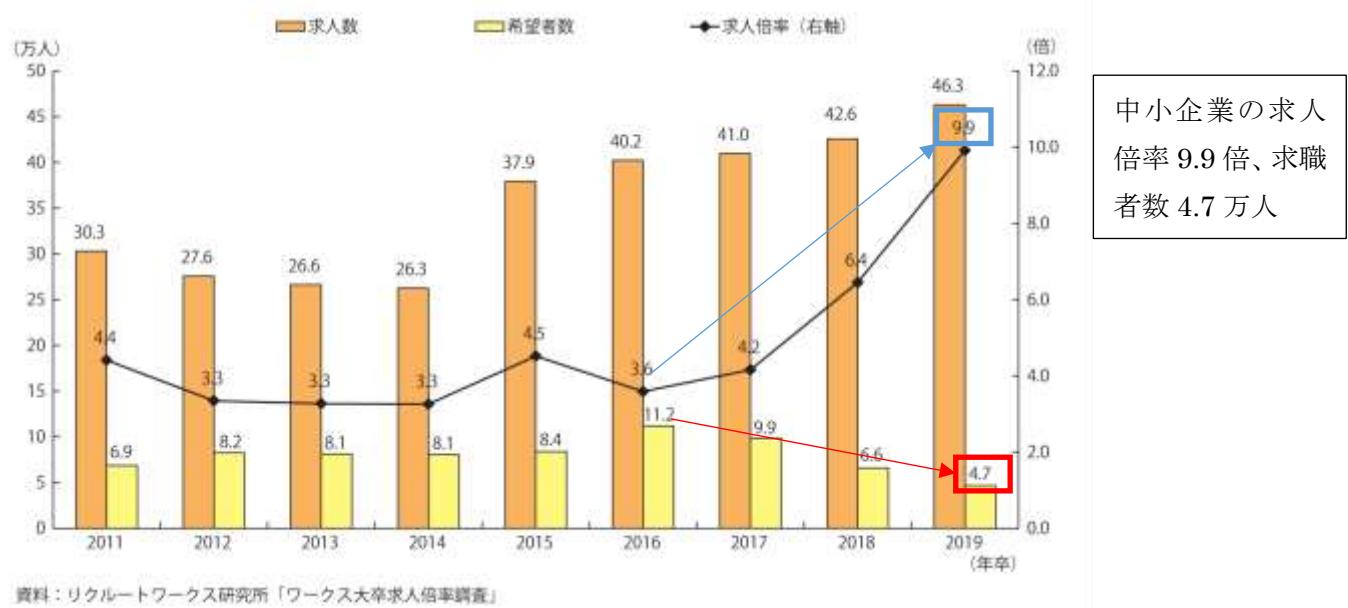
産業振興推進会議	委員長	日額 八、一〇〇円	
	委 員	日額 七、六〇〇円	

資料② 本文補足資料

1	8 頁	「大卒予定者や転職者の大企業志向」 「新卒の中小企業求職者数は中小企業求人数の約 10 分の 1 程度となっており～」
---	-----	--

資料 1－1 従業者数 299 人以下の企業の大卒予定者求人数・就職希望者数の推移

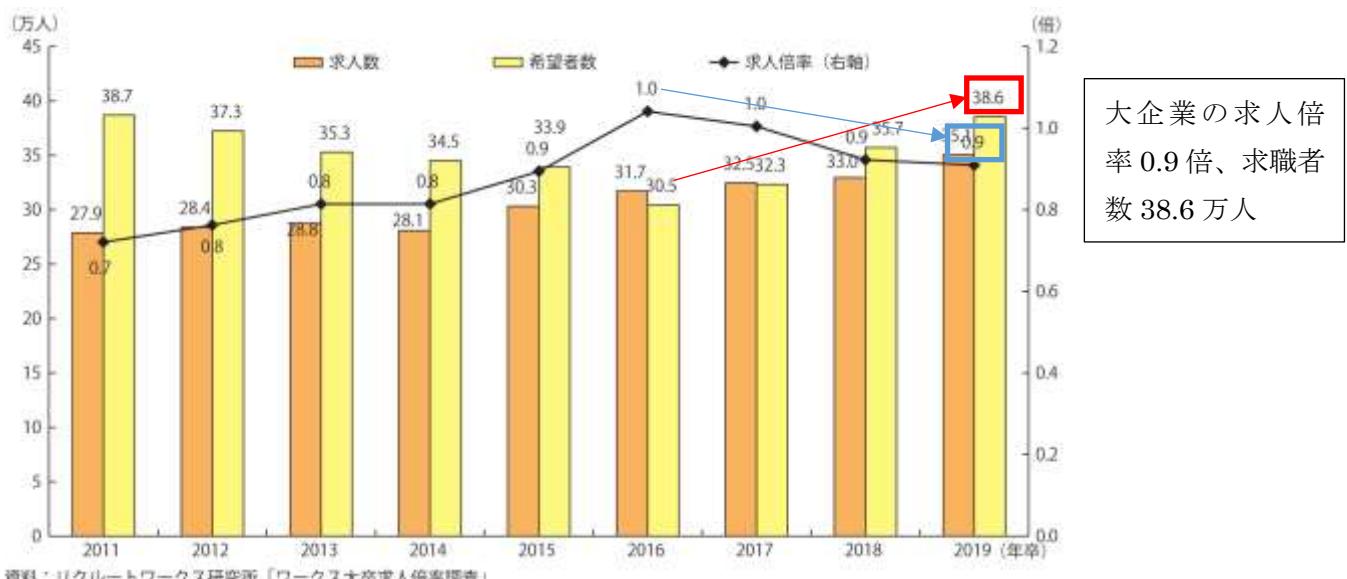
(出典：2019 年版中小企業白書)



資料：リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

資料 1－2 従業者数 300 人以上の企業の大卒予定者求人数・就職希望者数の推移

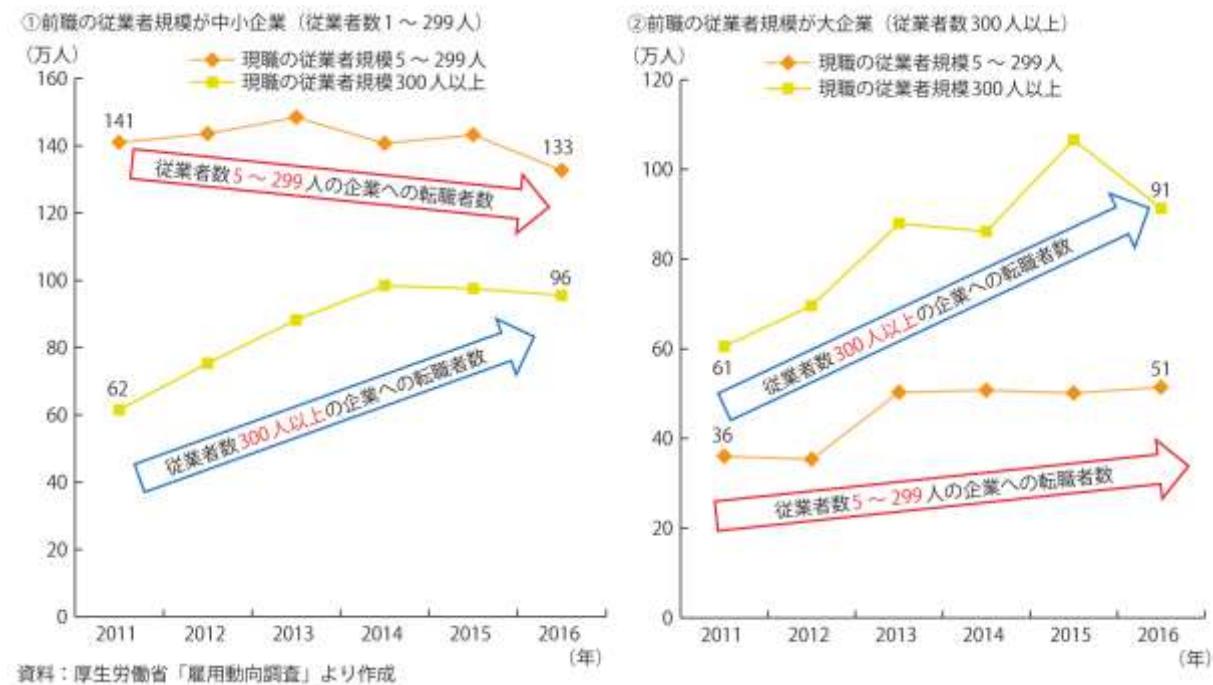
(出典：2019 年版中小企業白書)



資料：リクルートワークス研究所「ワークス大卒求人倍率調査」

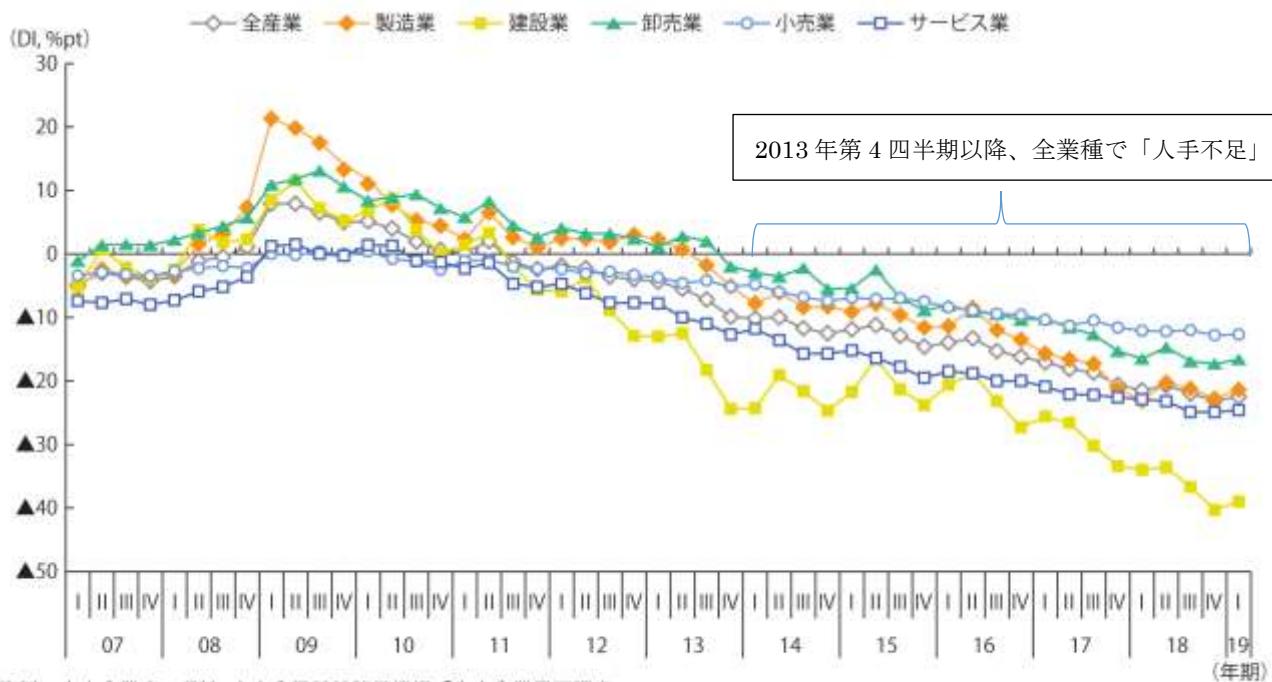
資料1-3 前職の従業者規模別に見た、現職の企業規模別転職者数の推移

(出典：2019年版中小企業白書)



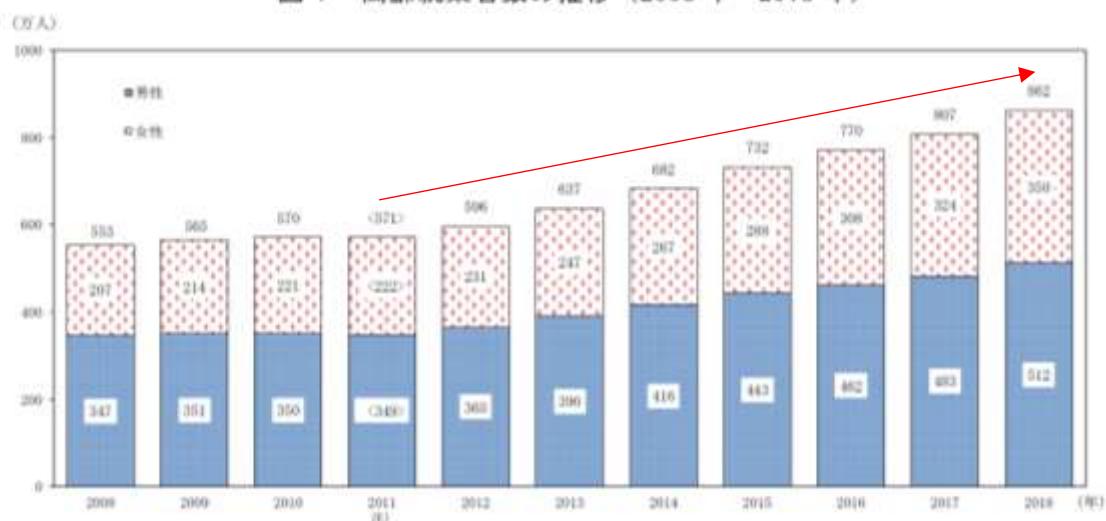
2 8頁 「中小企業の人手不足が深刻化しています。」

資料2 業種別従業員数過不足DIの推移（出典：2019年版中小企業白書）



資料3－1 高齢就業者数の推移（出典：労働力調査 2018）

図4 高齢就業者数の推移（2008年～2018年）



資料：「労働力調査」（基本集計）

注1）数値は、単位未満を四捨五入しているため、合計の数値と内訳の計が一致しない場合がある。

注2）2011年は、東日本大震災に伴う補完推計値

資料3－2 労働力人口の推移（女性）（出典：労働力調査 2018）



資料3－3 外国人労働者数の推移（出典：外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月現在））

図1 在留資格別外国人労働者数の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月現在）」

注1：[] 内は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、認定資格で在留が認められるものであり、研究者、技術者、研究者、外国人技能の調整専門家が該当する。

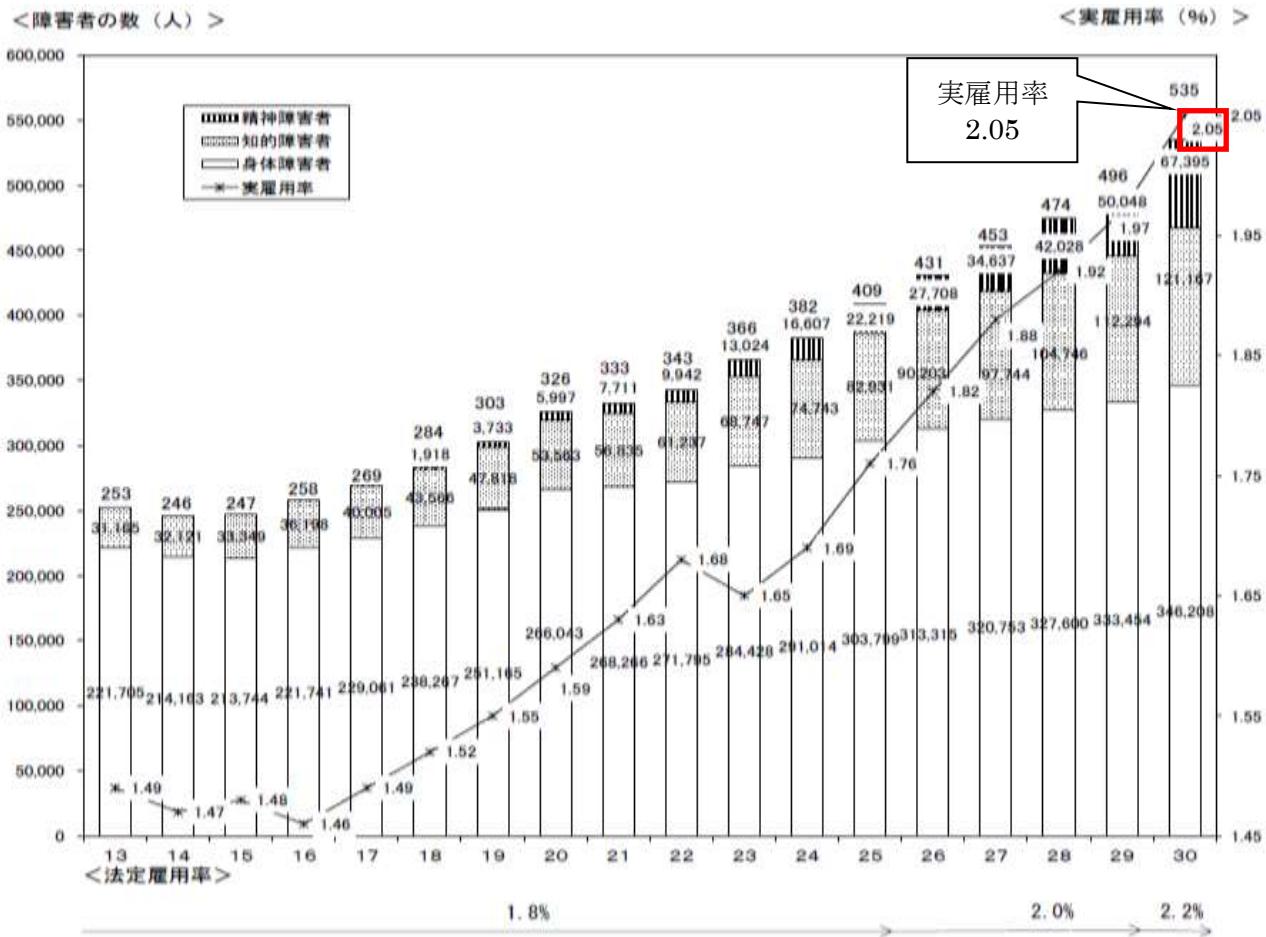
注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、留学生、日本人雇用者が該当する。

注4：「特定活動」とは、渡航又は滞在中の外国人について特に指定する活動を行うもの。

注5：「資格外活動」とは、本法の在留目的である活動以外に収容活動を行うもの（旅生活28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

「障害者雇用は年々増加し…民間企業の実雇用率は法定雇用率を下回っており、雇用率達成割合も半数に満たない～」

資料4－1 実雇用率と雇用されている障害者数の推移(出典:平成30年障害者雇用状況(厚生労働省))



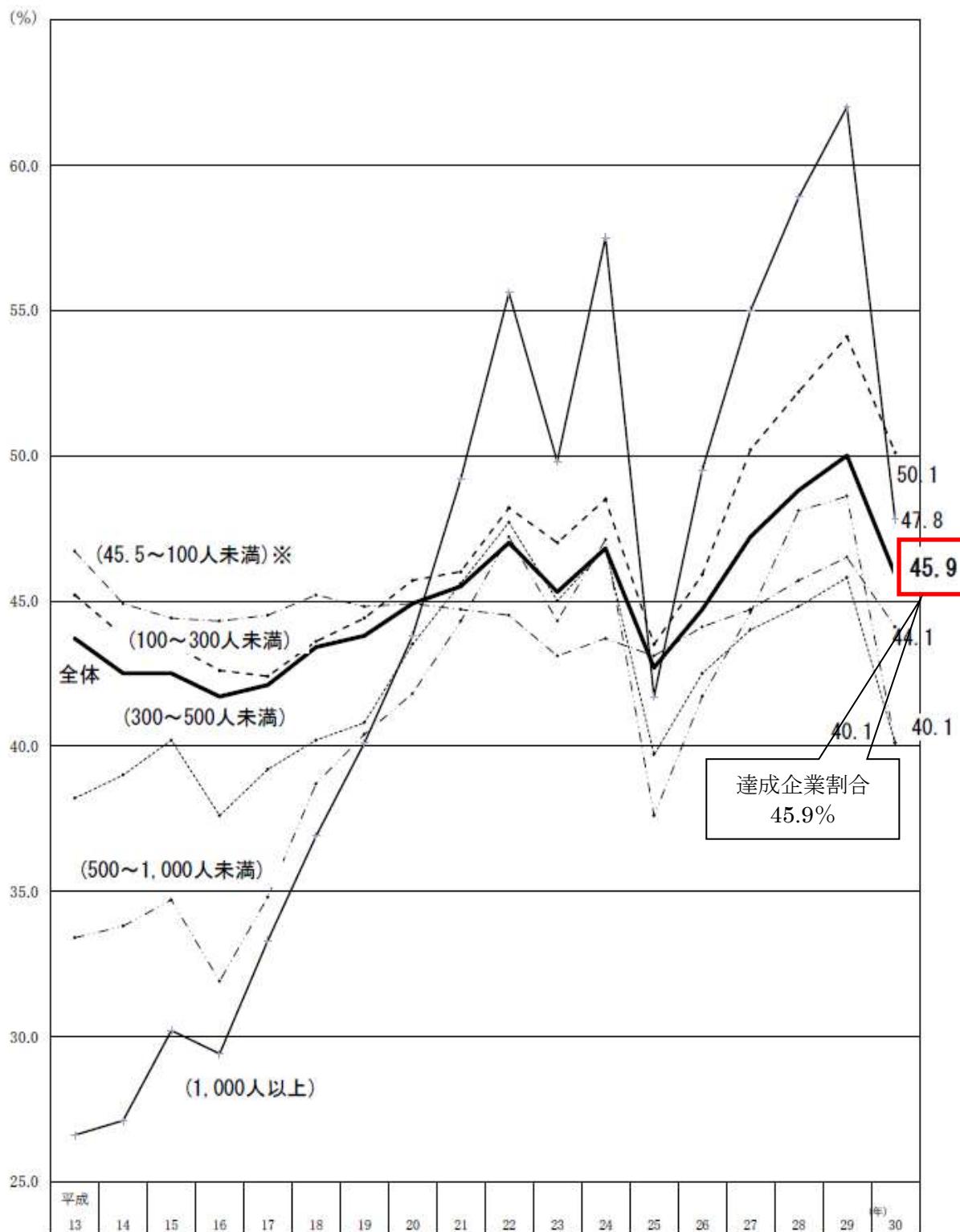
資料4－2 障害者雇用の有無 (出典：市内事業所アンケート (平成30年度))

図表 8-5-1 障がいの方を雇用しているか
(n = 396)



資料4－3 企業規模別（障害者法定雇用率）達成企業割合

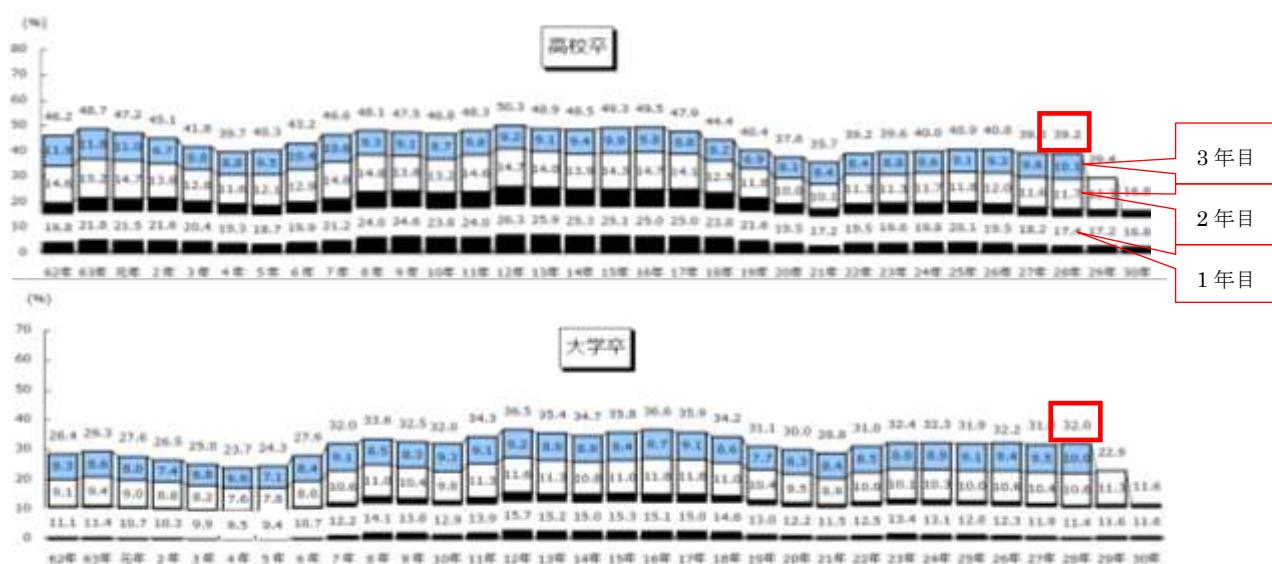
（出典：平成30年障害者雇用状況（厚生労働省））



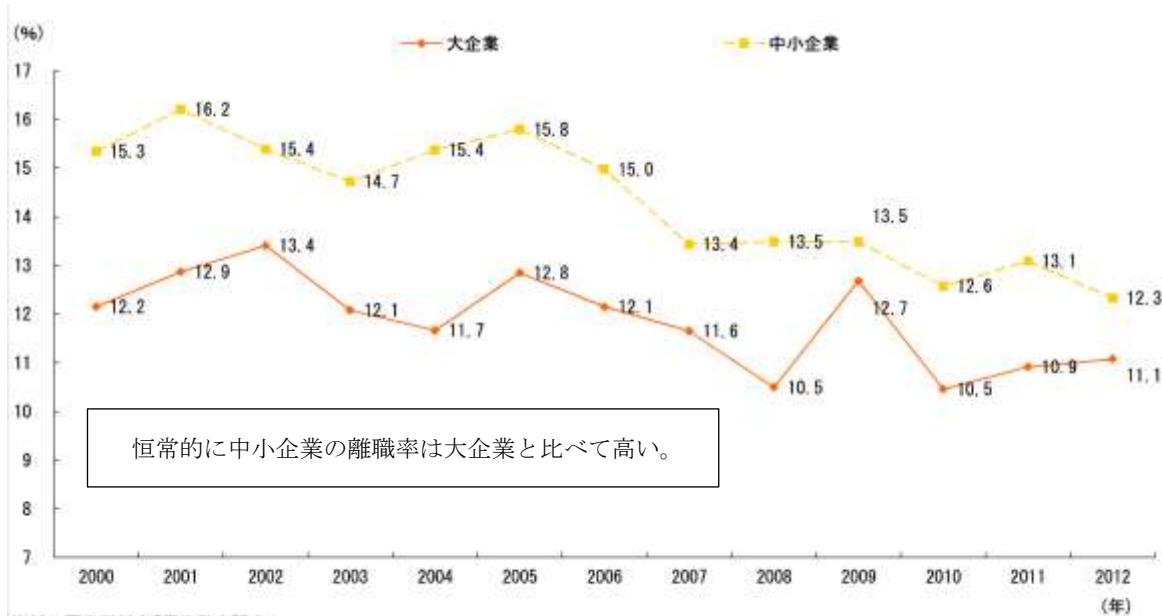
資料 5 企業のテレワーク導入率（出典：平成 30 年版情報通信白書）



資料 6 学歴別就職後 3 年以内離職率の推移（出典：新規学卒者の離職状況（厚生労働省））



資料 7－1 企業規模別常用雇用者の離職者の推移（出典：2015 年版中小企業白書）

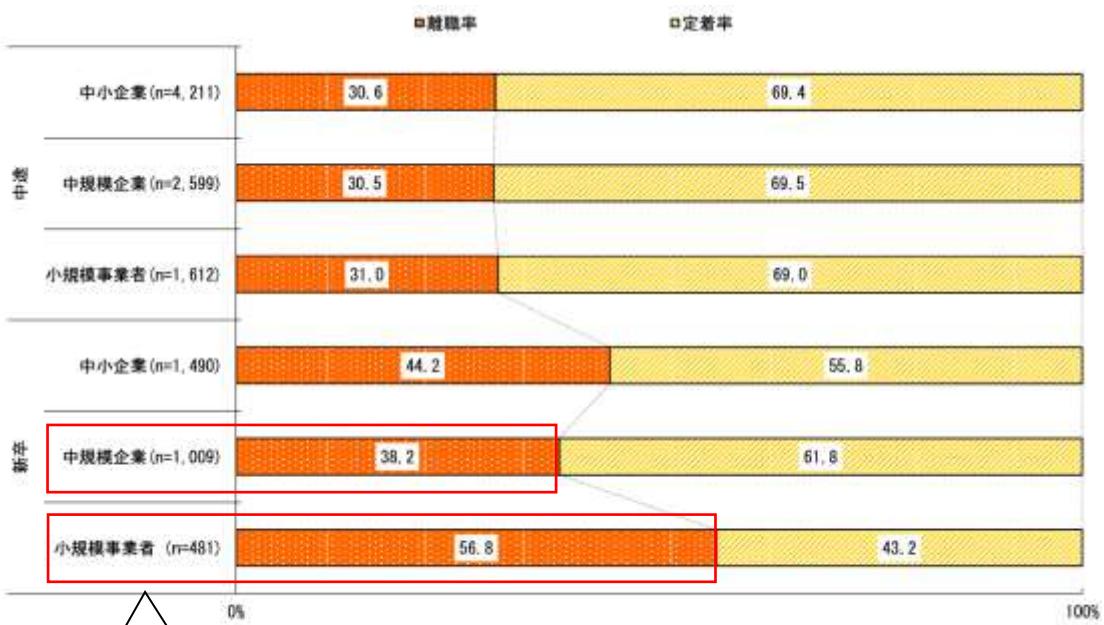


資料：厚生労働省「雇用動向調査」

(注)1. 「離職率」＝「離職者数」÷「調査年における1月1日現在の常用雇用者数（パートタイム労働者を除く）」

2. 企業全体の常用雇用者数が5～99人である場合を中小企業、100人以上である場合を大企業とし、それぞれの企業に属する事業所から把握される離職率を示している。

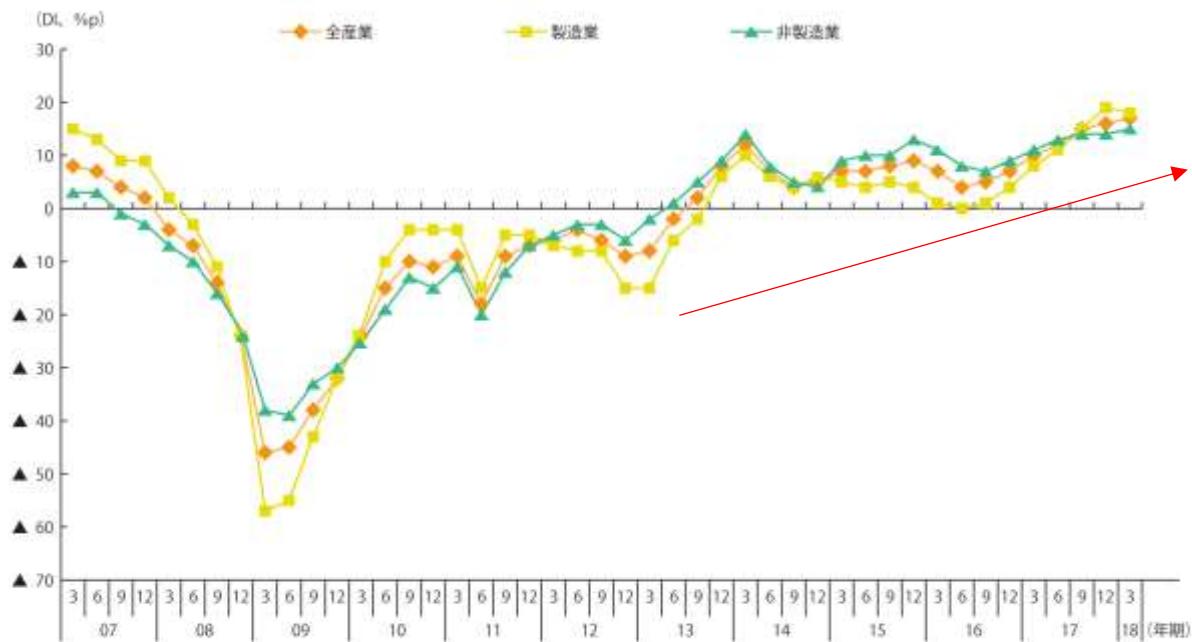
資料 7－2 中小企業における就業者の離職率（3 年目）（出典：2015 年版中小企業白書）



資料：中小企業庁委託「中小企業・小規模事業者的人材確保と育成に関する調査」(2014年12月、(株)野村総合研究所)

- 新卒の採用後 3 年間の離職率は、小規模事業者が中規模企業を大きく上回り、5 割を超える。

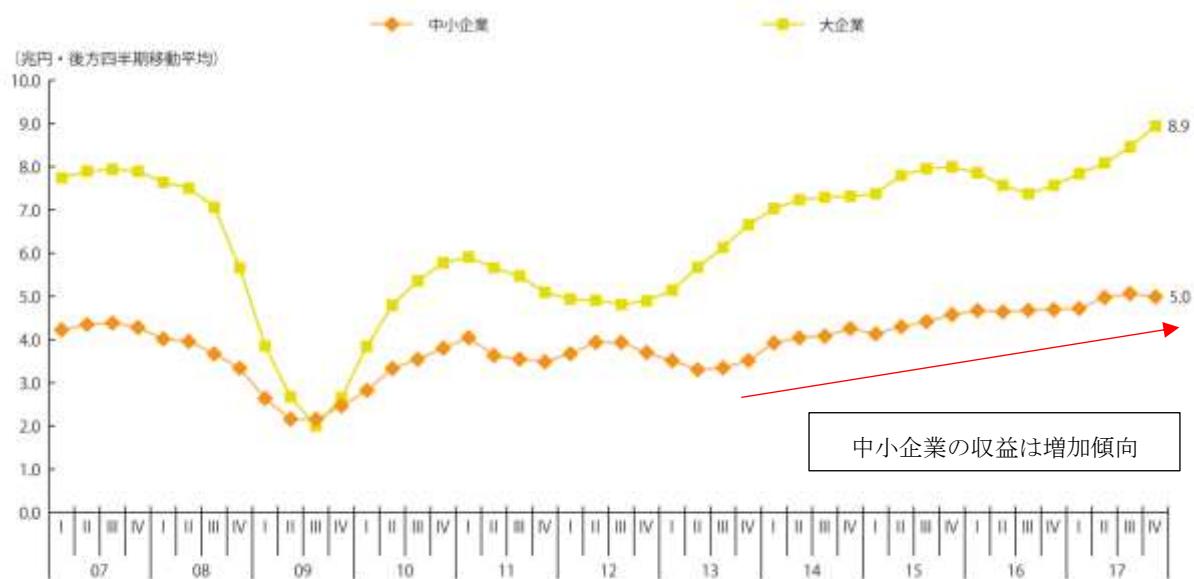
資料8 業種別に見た業況判断 DI*の推移（出典：2018年版中小企業白書）



資料：日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 業況判断DIとは、最近の業況について、「良い」と答えた企業の割合(%)から「悪い」と答えた企業の割合を引いたもの。

資料9 企業規模別営業利益の推移（出典：2018年版中小企業白書）



資料：財務省「法人企業統計調査季報」

(注)ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

(年期)

10 | 10 頁 | 「(中小企業の) 労働生産性は伸び悩んでいます」

資料 10 企業規模別従業員一人当たり付加価値額(労働生産性)の推移(出典:2018年版中小企業白書)



資料:財務省「法人企業統計調査年報」

(注)1. ここでいう大企業とは資本金10億円以上、中小企業とは資本金1億円未満の企業とする。

2. 平成18年度調査以前は付加価値額=営業純益(営業利益-支払利息等)+役員給与+従業員給与+福利厚生費+支払利息等+動産・不動産賃借料+租税公課とし、平成19年度調査以降はこれに役員賞与、及び従業員賞与を加えたものとする。

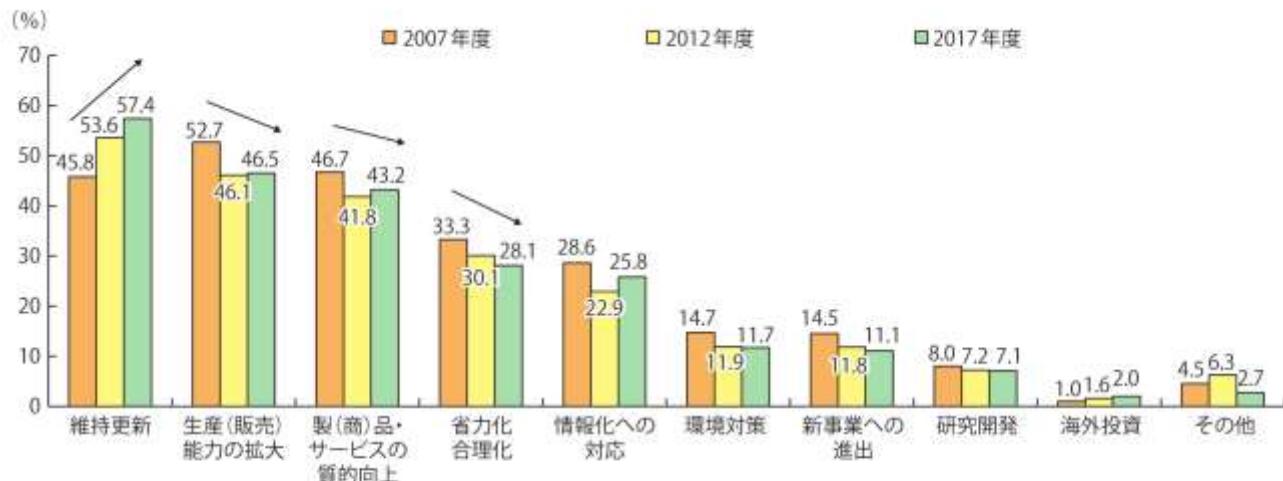
11 | 10 頁 | 「中小企業の経営上の問題点として「需要の停滞」が挙げられています。」

資料 11 経営上の問題点(出典:第158回中小企業景況調査 2019年10-12月期(中小企業庁))

	今期直面している経営上の問題点(構成比)				
	1位(%)	2位(%)	3位(%)	4位(%)	5位(%)
製造業	需要の停滞 26.2	生産設備の不足・老朽化 11.4	原材料価格の上昇 11.0	製品ニーズの変化への対応 10.9	従業員の確保難 10.6
前期	1位 23.6	4位 11.2	2位 12.0	5位 10.0	3位 11.6
前々期	1位 20.7	4位 10.9	2位 14.7	5位 10.3	3位 12.6
建設業	従業員の確保難 26.7	熟練技術者の確保難 12.3	材料価格の上昇 11.1	官公需要の停滞 9.5	民間需要の停滞 9.5
前期	1位 25.4	2位 11.6	3位 11.2	4位 10.4	5位 7.8
前々期	1位 24.0	3位 11.8	2位 12.3	4位 10.8	5位 8.2
卸売業	需要の停滞 31.5	従業員の確保難 12.1	仕入単価の上昇 8.4	大企業の進出による競争の激化 7.2	販売単価の低下・上昇難 7.1
前期	1位 28.9	2位 11.4	3位 8.8	5位 6.6	4位 8.1
前々期	1位 28.0	3位 10.3	2位 12.3	5位 7.8	4位 7.9
小売業	需要の停滞 17.0	消費者ニーズの変化への対応 16.3	大・中型店の進出による競争の激化 14.9	購買力の他地域への流出 13.6	仕入単価の上昇 7.2
前期	2位 15.8	1位 16.7	3位 15.6	4位 13.9	5位 7.9
前々期	3位 14.7	1位 16.3	2位 15.3	4位 14.5	5位 8.6
サービス業	利用者ニーズの変化への対応 17.4	需要の停滞 14.6	従業員の確保難 13.9	店舗施設の狭隘・老朽化 8.6	材料等仕入単価の上昇 8.0
前期	1位 17.7	3位 13.0	2位 14.8	4位 9.2	5位 8.9
前々期	1位 17.4	3位 13.3	2位 15.1	4位 9.5	5位 9.3

12	10 頁	「中小企業では、生産能力拡大や品質向上を目的とした設備投資が減少していることから、設備の老朽化が進んでおり～」
----	------	---

資料 12-1 設備投資の主な動機（出典：2018 年版中小企業白書）



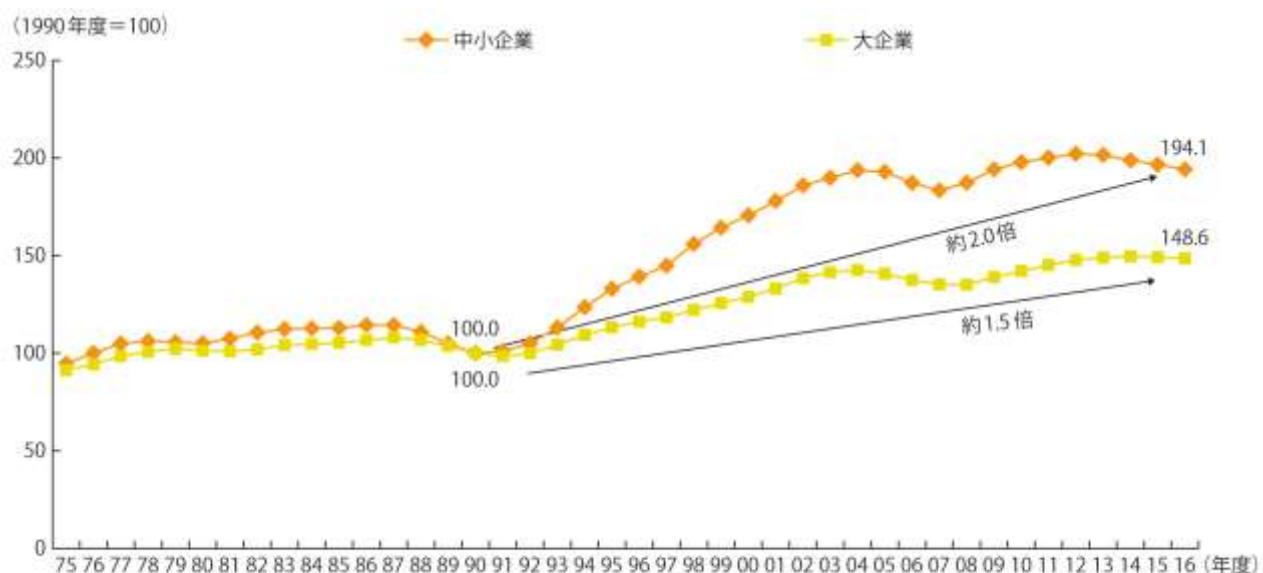
資料：内閣府・財務省「法人企業景気予測調査」

(注)1.各年度における設備投資のスタンスとして、重要度の高い3項目について集計している。

2.複数回答のため、合計は必ずしも100%とならない。

3.ここでいう中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

資料 12-2 大企業・中小企業別の設備年齢指数の推移（出典：2018 年版中小企業白書）

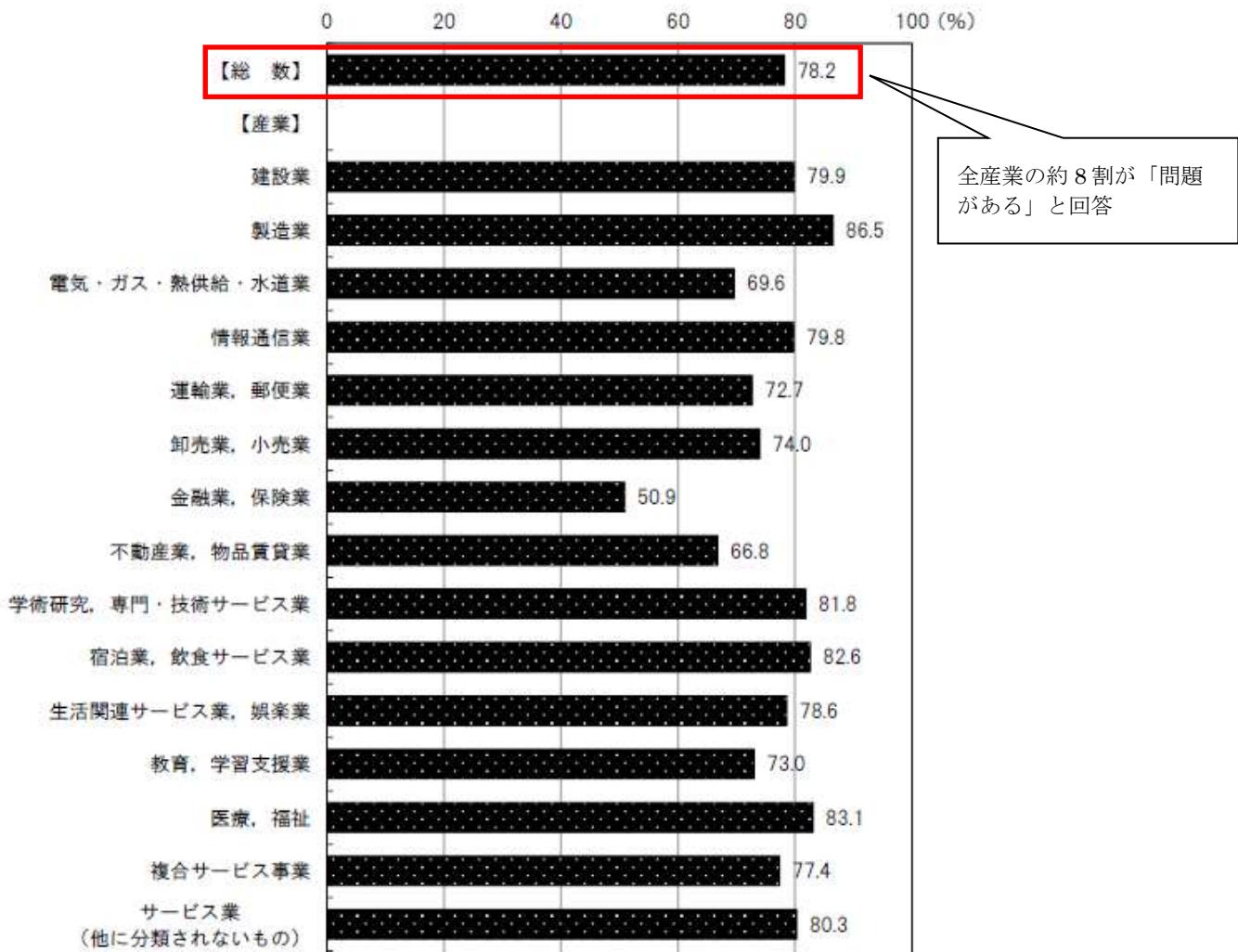


資料：財務省「法人企業統計調査季報」より（一財）商工総合研究所「中小企業の競争力と設備投資」をもとに作成。

(注) ここでいう大企業とは資本金10億円以上の企業、中小企業とは資本金1千万円以上1億円未満の企業とする。

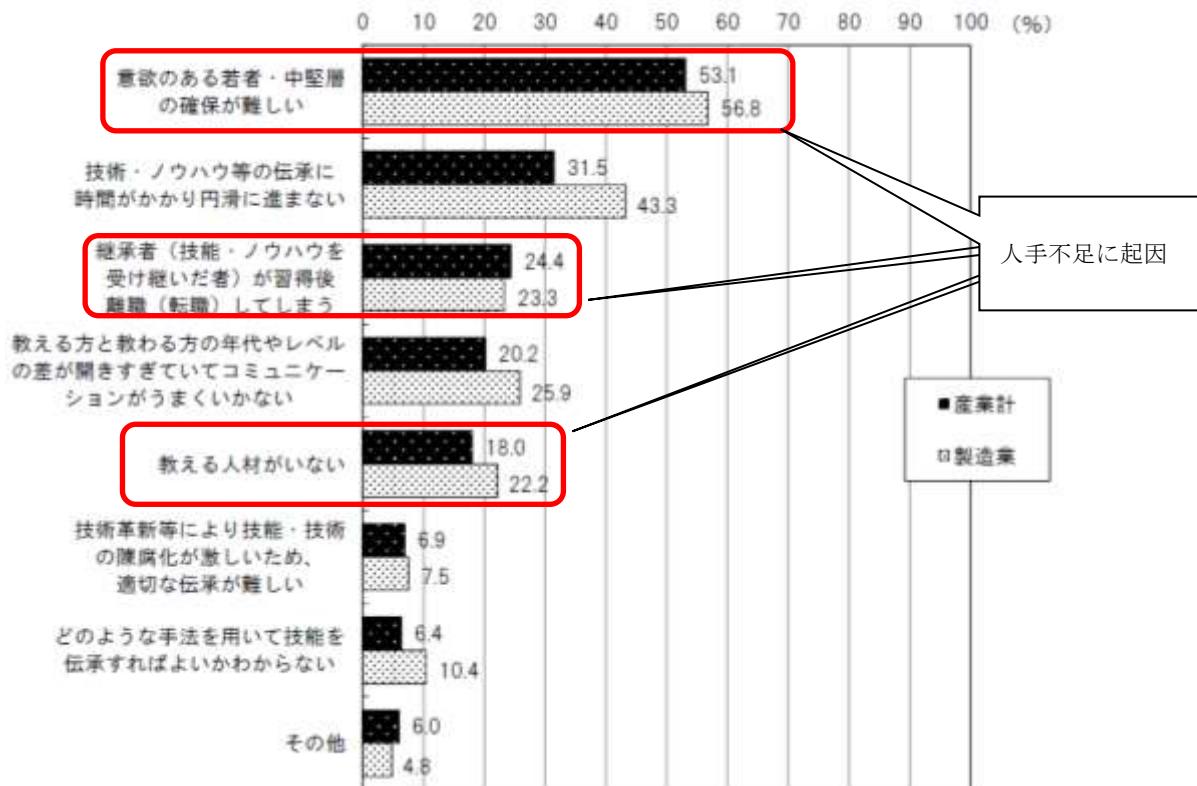
資料 13-1 技能承継に問題がある事業所（産業・企業規模別）

(出典：平成 30 年度能力開発基本調査（厚生労働省）

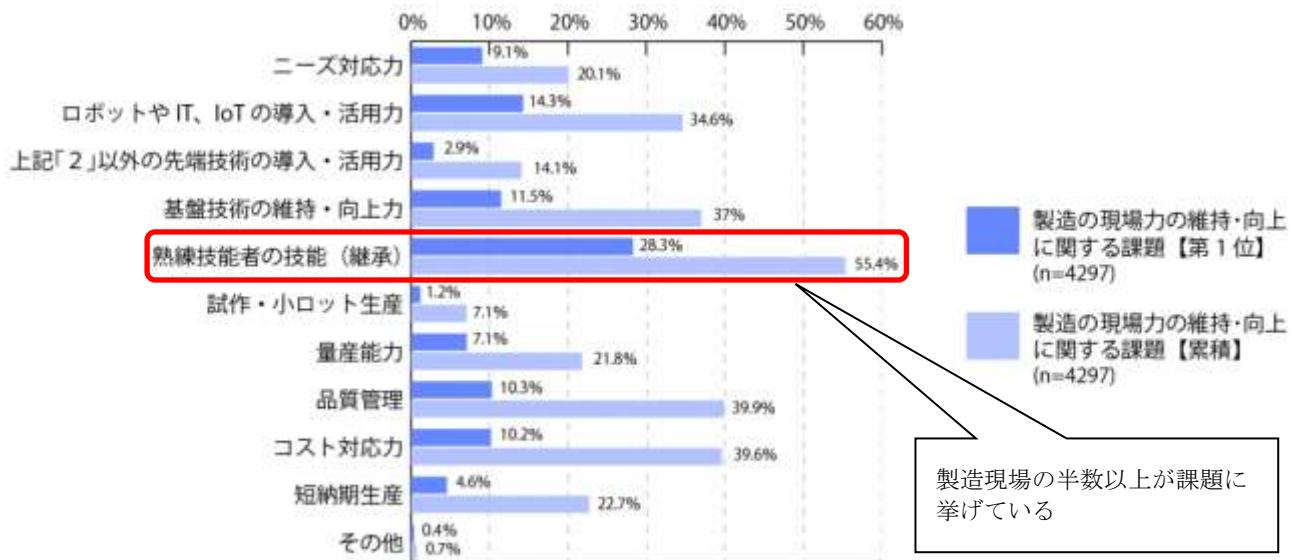


資料 13-2 技能承継における問題点（産業計・製造業）

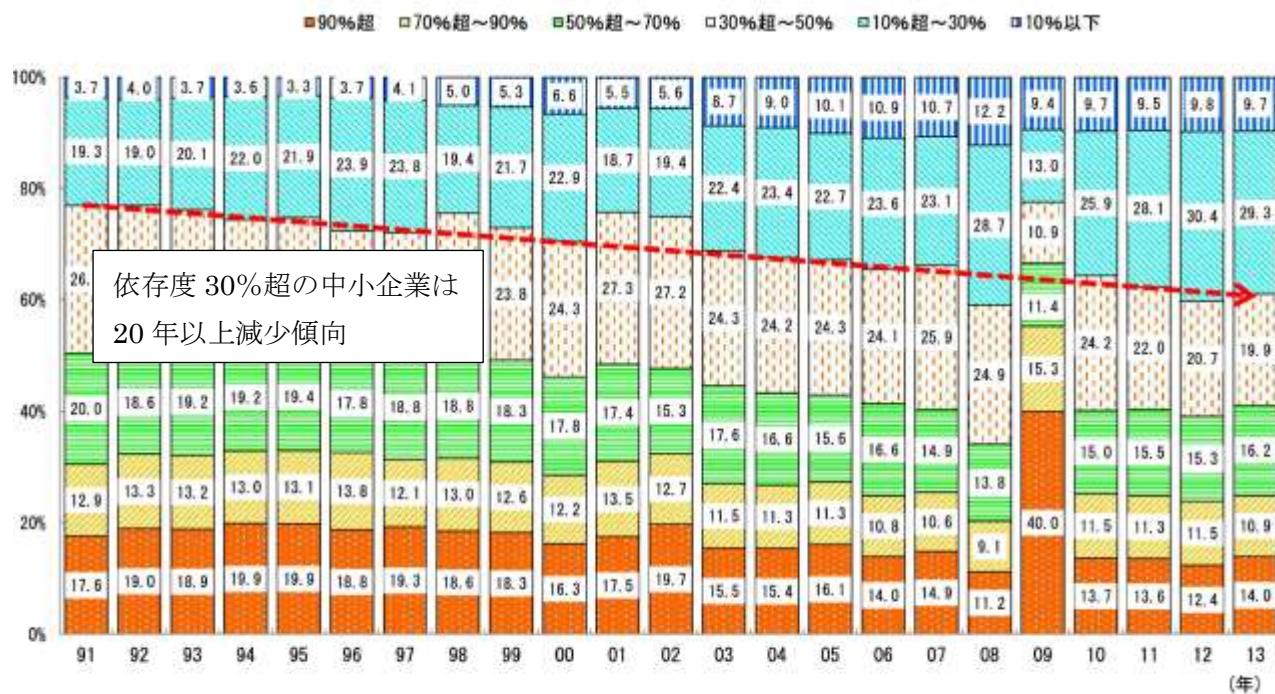
(出典：平成 30 年度能力開発基本調査（厚生労働省）)



資料 13-3 製造業における現場力維持向上の課題（出典：2018 年度版ものづくり白書）



資料 14 最も取引額が多い親事業者への依存度（出典：2015 年版中小企業白書）



資料：中小企業庁「発注方式等取引条件改善調査」

資料 15 小規模事業者が抱える経営課題（出典：2014 年版中小企業白書）

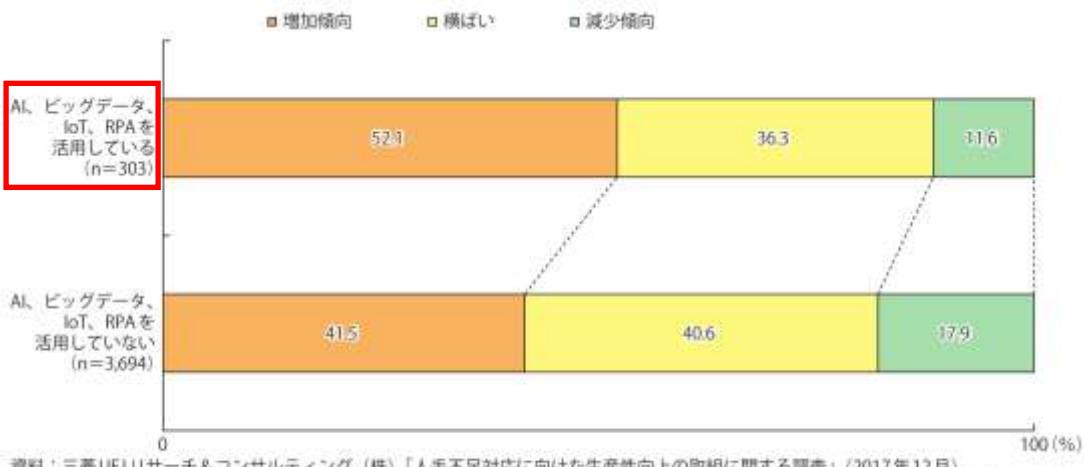


資料：全国商工会連合会「小規模事業者の事業活動の実態把握調査」（2014 年版中小企業白書）（注）小規模事業者が抱える経営課題として 1 位から 55 位を回答してもらった中で、1 位に回答されたものを集計している。

16	12 頁	「先端技術（AI、ビッグデータ、IoT 等）を活用している企業は、売上高が増加している企業の割合が高く～」
----	------	---

資料 16-1 先端技術（AI、ビッグデータ、IoT、RPA）の活用有無と売上高

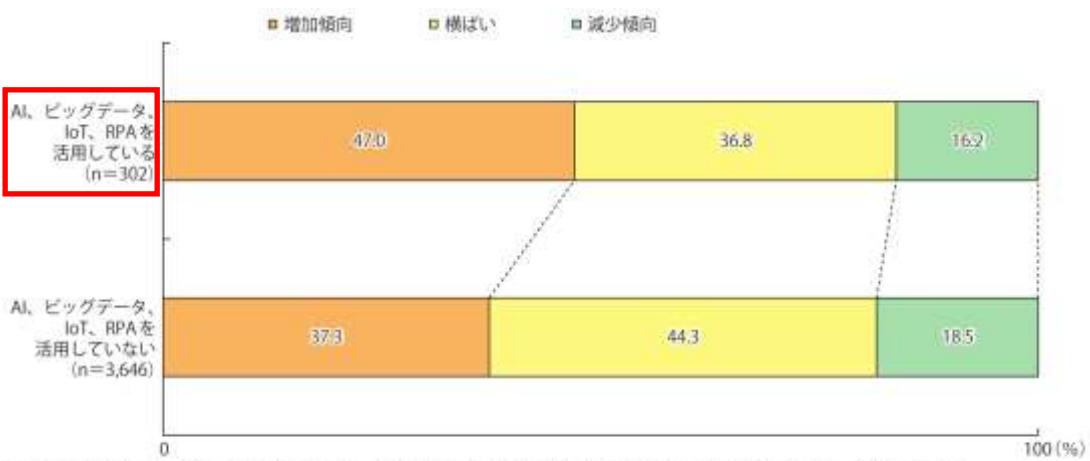
（出典：2018 年版中小企業白書）



資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）
 （注）「AI、ビッグデータ、IoT、RPAを活用している」とは、AI、ビッグデータ、IoT、RPAのうちの少なくとも1つ以上を活用していると回答した者である。

資料 16-2 先端技術（AI、ビッグデータ、IoT、RPA）の活用有無と経常利益額

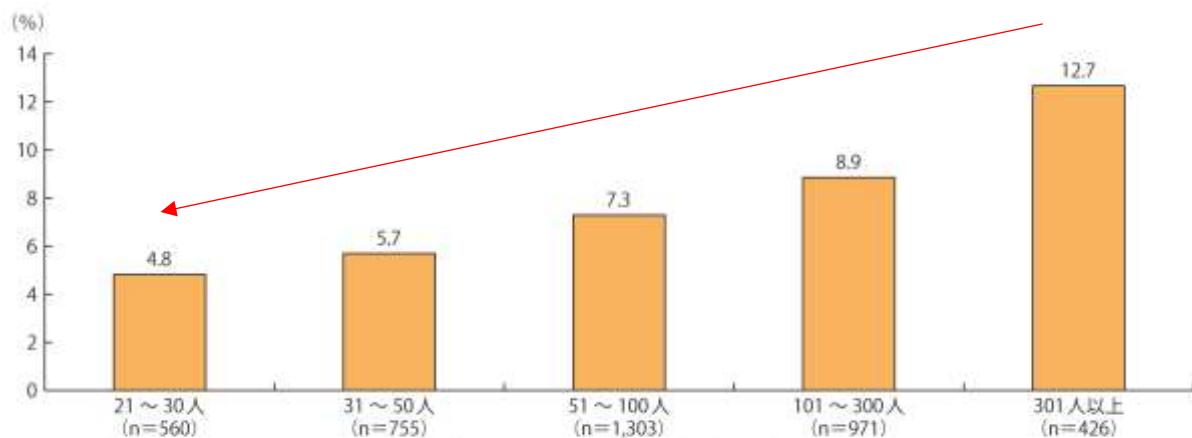
（出典：2018 年版中小企業白書）



資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）
 （注）「AI、ビッグデータ、IoT、RPAを活用している」とは、AI、ビッグデータ、IoT、RPAのうちの少なくとも1つ以上を活用していると回答した者である。

資料 17 先端技術（AI、ビッグデータ、IoT、RPA）の活用率（従業員規模別）

(出典：2018 年版中小企業白書)

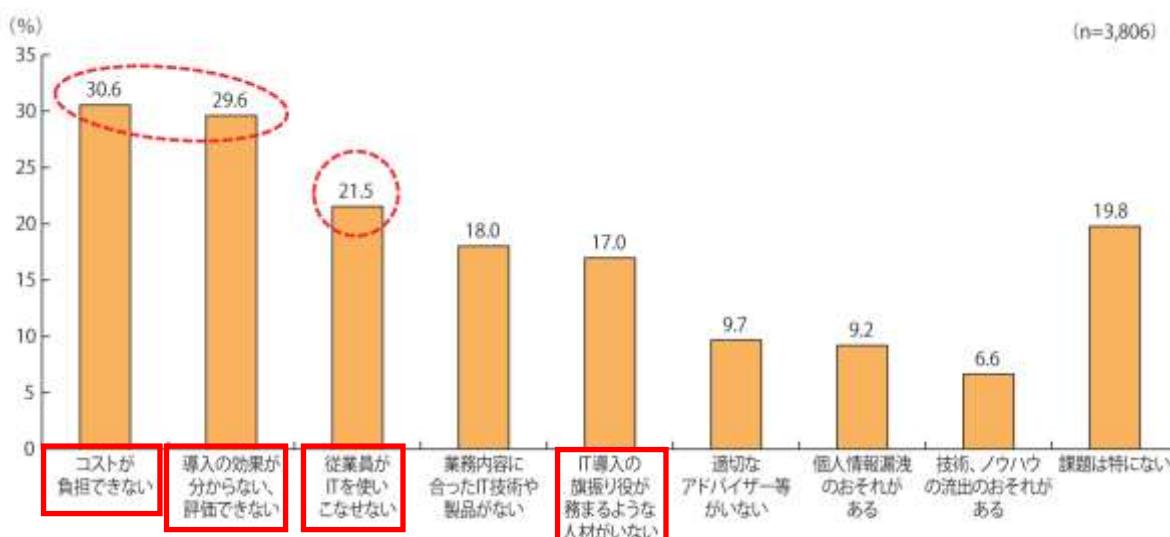


資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）

(注)「AI、ビッグデータ、IoT、RPAを活用している」とは、AI、ビッグデータ、IoT、RPAのうちの少なくとも1つ以上を活用していると回答した者である。

<参考：国のデータ>

資料 IT の導入・利用を進めようとする際の課題（出典：2018 年版中小企業白書）



資料：三菱UFJリサーチ＆コンサルティング（株）「人手不足対応に向けた生産性向上の取組に関する調査」（2017年12月）

(注)1. 複数回答のため、合計は必ずしも100%にならない。

2. 「その他」の回答は表示していない。

19 | 13 頁 | 「全国的に見ても企業数は減少しています。」

資料 19 企業規模別にみる企業数の推移（出典：2019 年版中小企業白書）



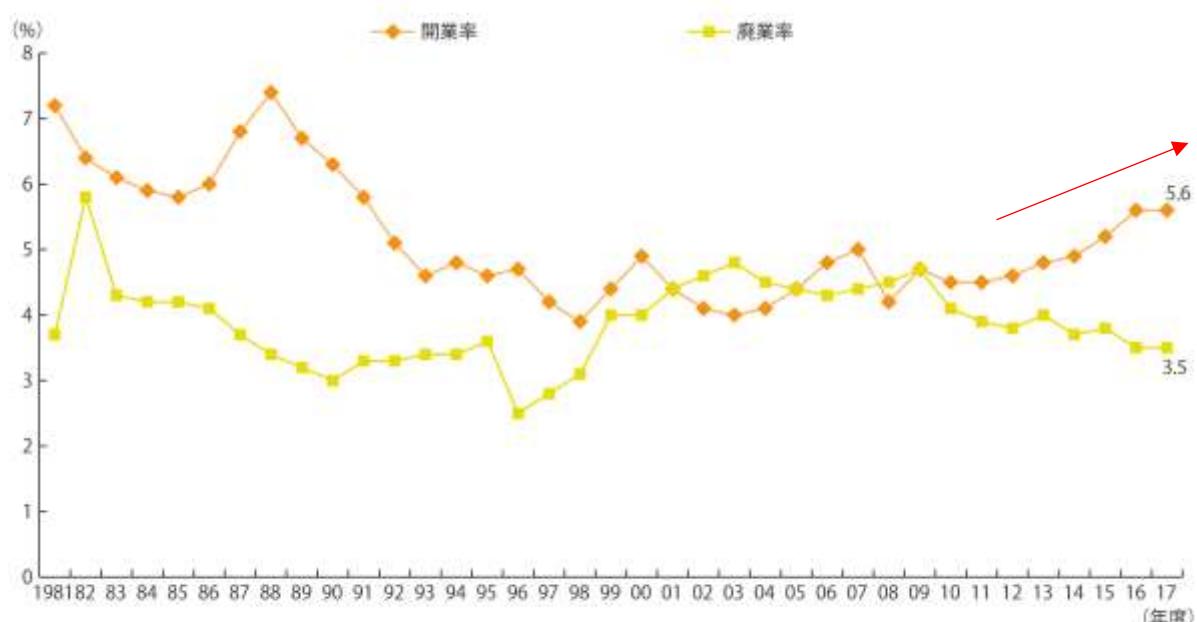
資料：総務省「平成11年、13年、16年、18年事業所・企業統計調査」、「平成21年、26年経済センサス・基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス・活動調査」再編加工

(注)1.企業数=会社数+個人事業者数とする。

2.経済センサスでは、商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の捕捉範囲を拡大しており、本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を実施しているため、「事業所・企業統計調査」による結果と単純に比較することは適切ではない。

20 | 13 頁 | 「ここ数年の開業率は緩やかに増加しています。」

資料 20 開業率・廃業率の推移（出典：2019 年版中小企業白書）



資料：厚生労働省「雇用保険事業年報」

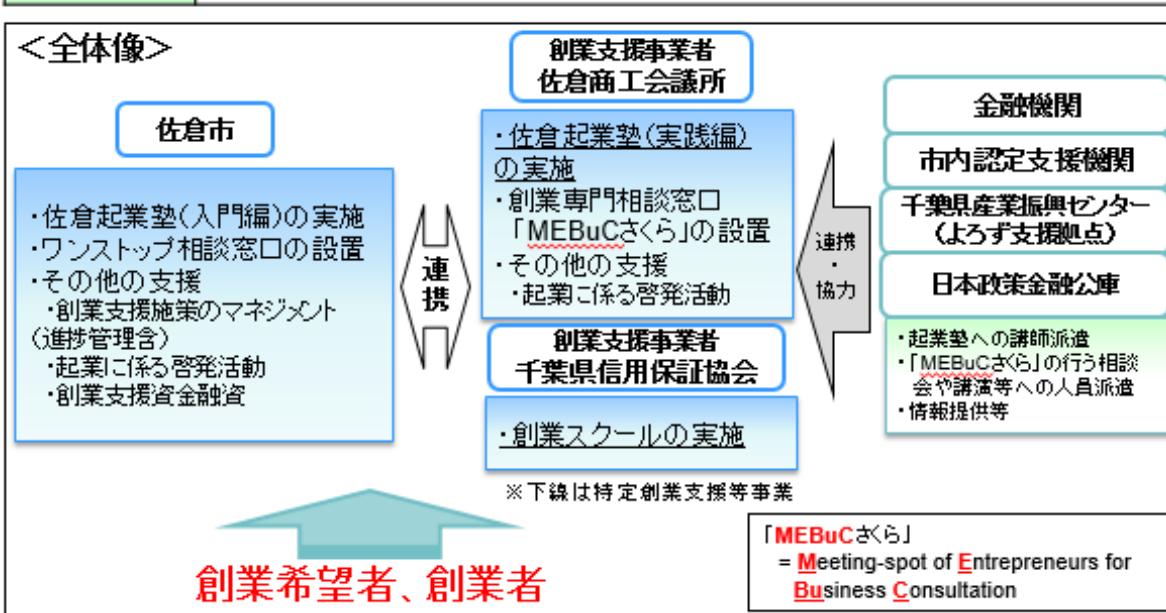
(注)1.雇用保険事業年報による開業率は、当該年度に雇用関係が新規に成立した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

2.雇用保険事業年報による廃業率は、当該年度に雇用関係が消滅した事業所数／前年度末の適用事業所数である。

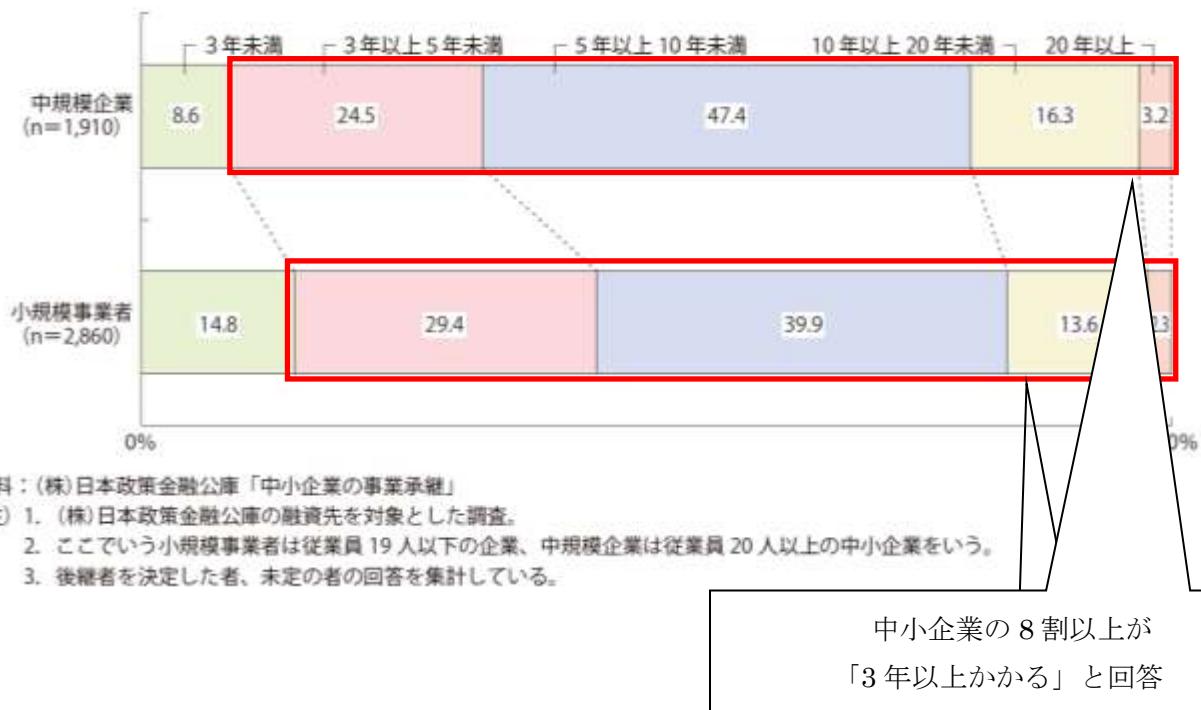
3.適用事業所とは、雇用保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業所数である（雇用保険法第5条）。

資料 21 「佐倉市創業支援事業計画」の概要

市区町村	佐倉市
認定連携 創業支援 等事業者	佐倉商工会議所、千葉県信用保証協会
概 要	<p>佐倉市においては、市による起業講座、佐倉商工会議所による「創業塾」及び佐倉商工会議所経営支援室による創業相談・指導を実施してきましたが、本計画によりこの取組を強化、体制整備し、創業支援対象者が創業に対する知識を習得しやすい環境を整備することで、年間52件の創業の実現を目指します。</p> <p>平成26年～36年にかけて、創業支援対象者に対して、起業塾(入門編・実践編)の開催、千葉県信用保証協会による創業スクールの開催、佐倉商工会議所での創業専門相談窓口「MEBuCさくら」の独立設置、市役所での相談窓口設置による支援を実施します。</p>
年間目標数	創業支援対象者数：352件 創業者数：52件
特徴	<p>佐倉市では、ビジネスモデルの構築、資金調達など創業に必要となる要素に応じて、関係機関の強みを生かした適切な創業支援の提供を行います。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 市は起業塾(入門編)を開催することで、創業意識を啓発し、佐倉商工会議所が開催する起業塾(実践編)へと繋ぎます。 2. 市は相談窓口を設け、創業支援対象者のステップに合わせた支援事業を提供します。 3. 佐倉商工会議所は、起業塾(実践編)を開催し、起業支援対象者の経営基礎知識習得をフォローします。 4. 佐倉商工会議所は、創業専門相談窓口「MEBuCさくら」を独立設置し、創業支援を強化します。 5. 千葉県信用保証協会は、創業スクールを開催し、起業支援対象者の経営基礎知識習得をフォローします。



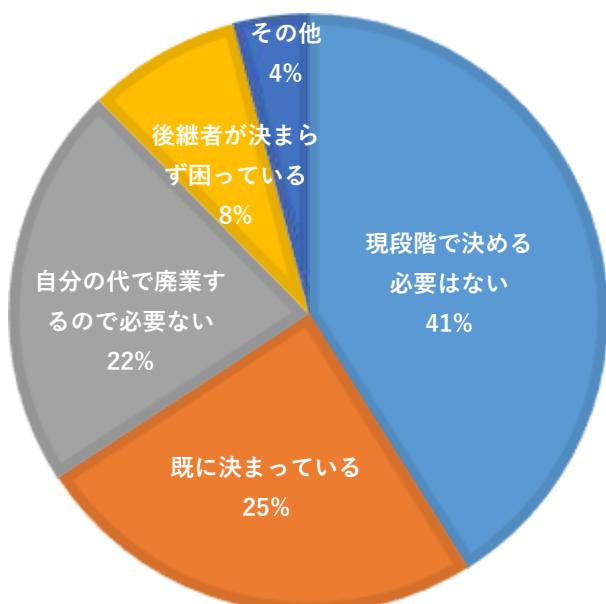
資料 22 後継者の育成期間（出典：2014 年版中小企業白書）



<参考>後継者の状況（出典：市内事業所アンケート（平成 30 年度））

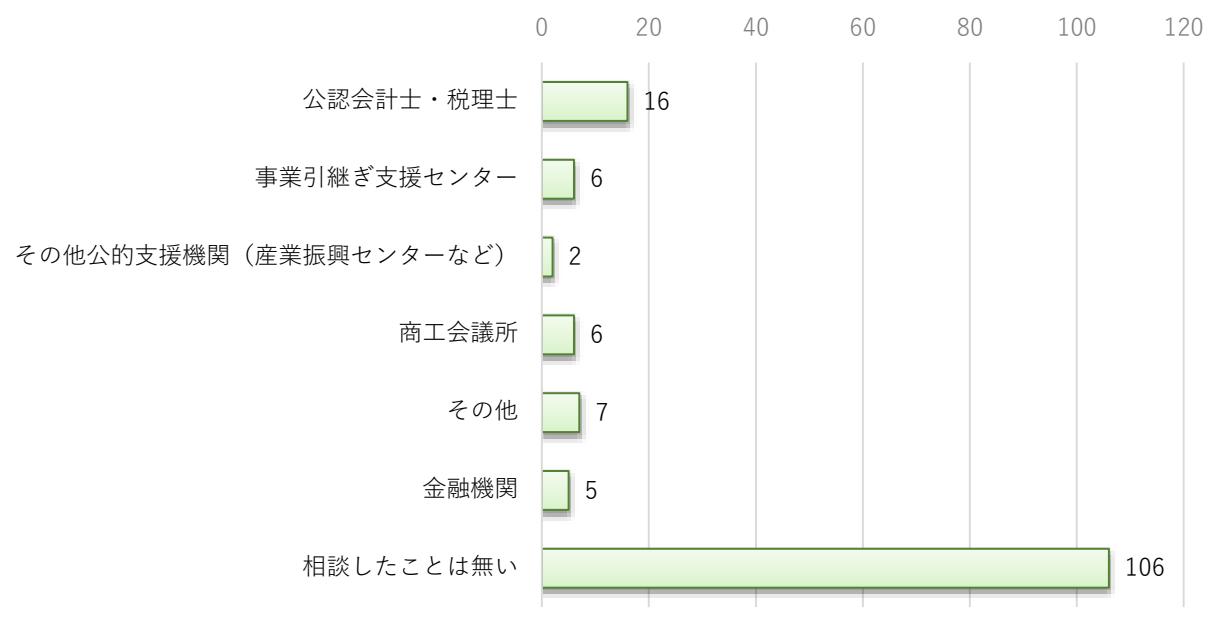
図表 7-3 後継者の状況 (n = 421)

- 現段階で決める必要はない
- 既に決まっている
- 自分の代で廃業するので必要ない
- 後継者が決まらず困っている
- その他



<参考>事業承継についての相談先（出典：市内事業所アンケート（平成30年度））

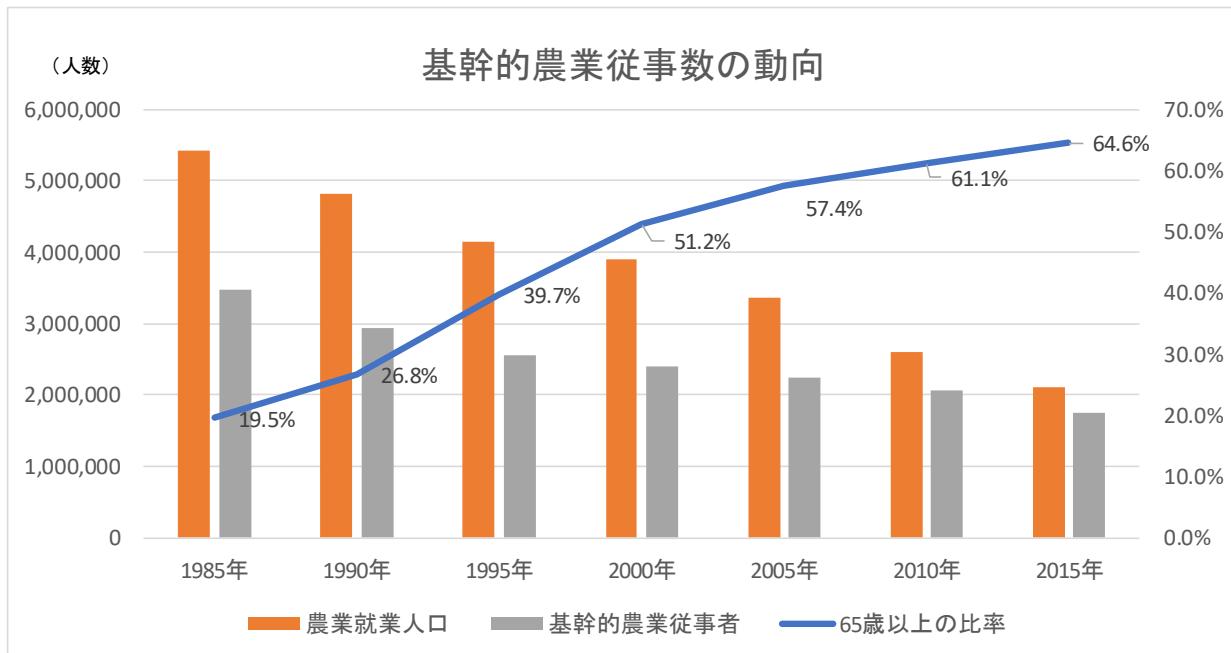
図表 7-4 事業の承継についての相談先 (n=148)

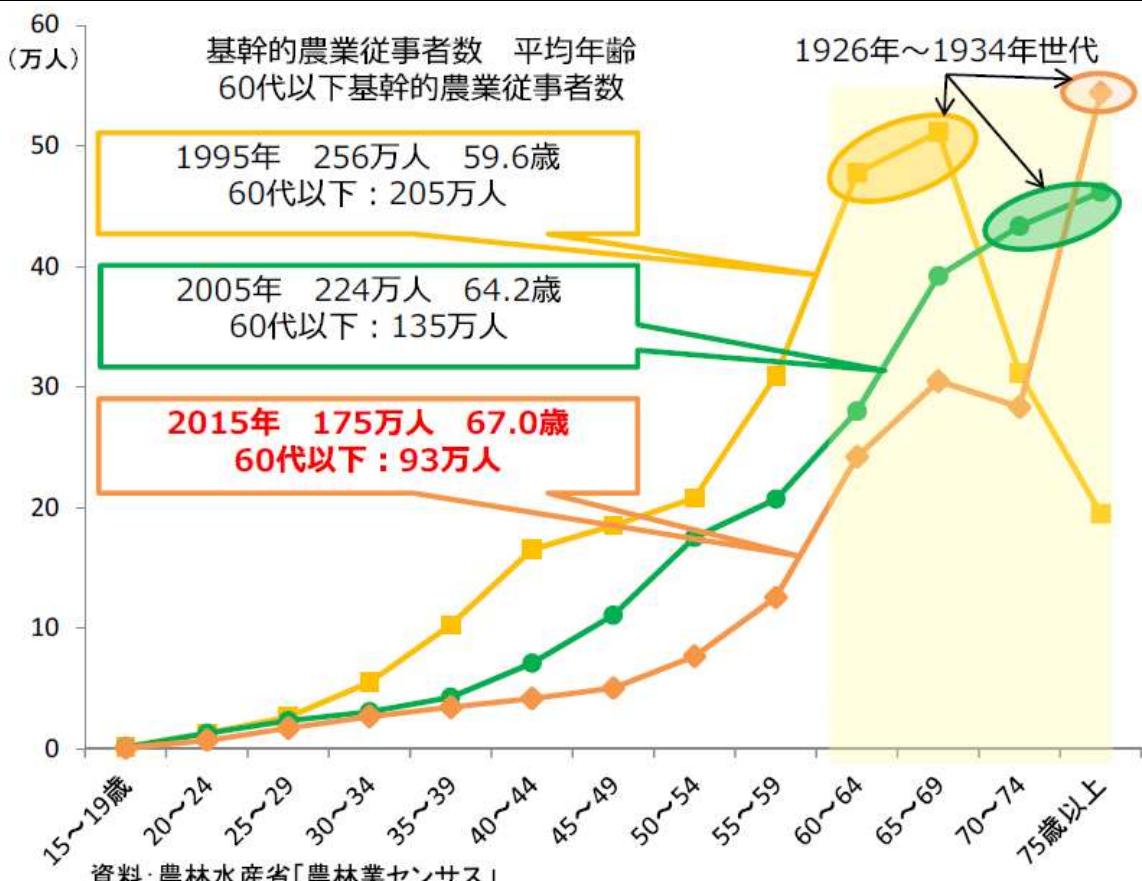


農家世帯員、農業就業人口、基幹的農業従事者数の動向(販売農家)

	農家世帯員数	農業就業人口	基幹的農業従事者	うち65歳以上	65歳上の比率
1985年	15,632,549	5,428,438	3,464,641	677,331	19.5%
1990年	13,878,245	4,818,921	2,927,122	783,143	26.8%
1995年	12,037,255	4,139,809	2,560,032	1,017,506	39.7%
2000年	10,467,363	3,891,225	2,399,579	1,227,579	51.2%
2005年	8,370,489	3,352,590	▲46% 2,240,672	1,286,670	57.4%
2010年	6,503,219	2,605,736	2,051,437	1,253,447	61.1%
2015年	4,880,368	2,096,662	1,753,764	1,132,072	64.6%

【出典】農林水産省「農林業センサス」





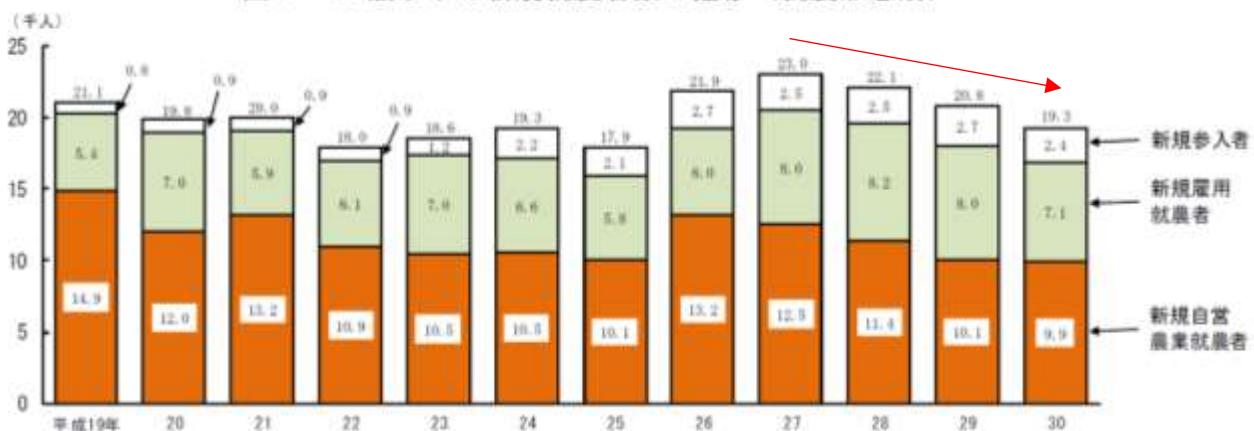
基幹的農業従事者：ふだん仕事として主に自営農業に従事した者。(家事や育児が主体の主婦や学生等は含まない。)
農業就業者：基幹的農業従事者及び雇用者(常雇い)

(出典：農林水産省資料)

25	14 頁	「全国の 49 歳以下の新規就農者数の推移は、平成 27 年 23,030 人をピークに平成 30 年 19,290 人と減少傾向となっています。」
----	------	--

資料 22 49 歳以下の新規就農者数の推移（就農形態別）（出典：平成 30 年度新規就農者調査）

図 1 49 歳以下の新規就農者数の推移（就農形態別）

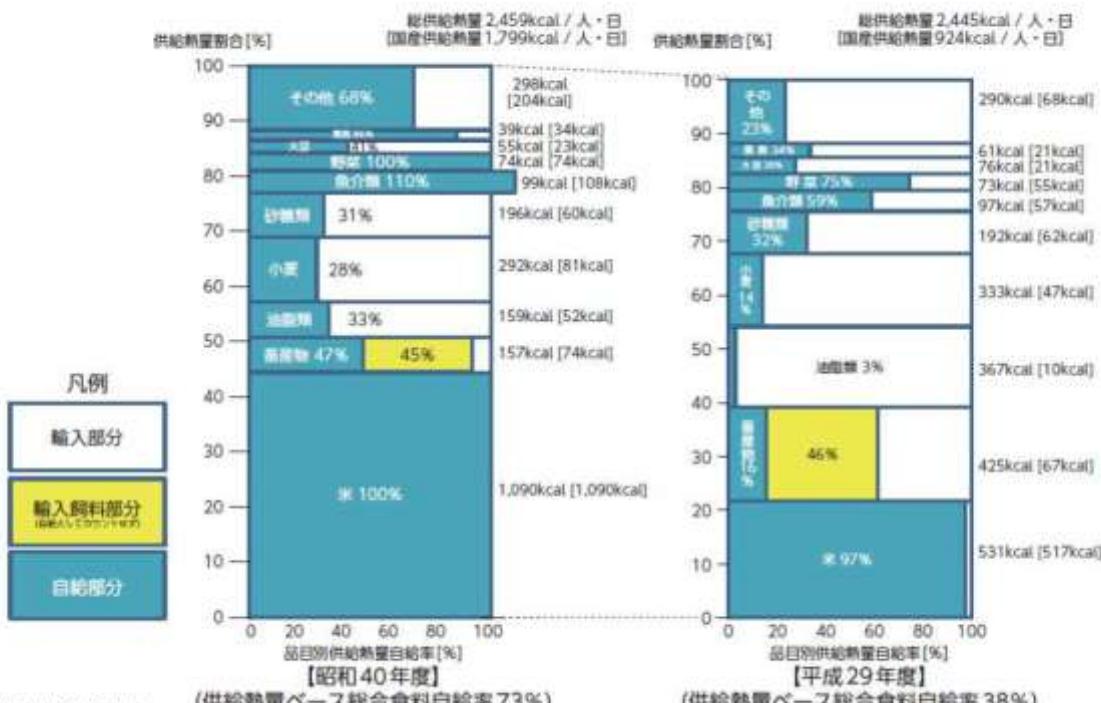


【主食用米の需要量の推移】



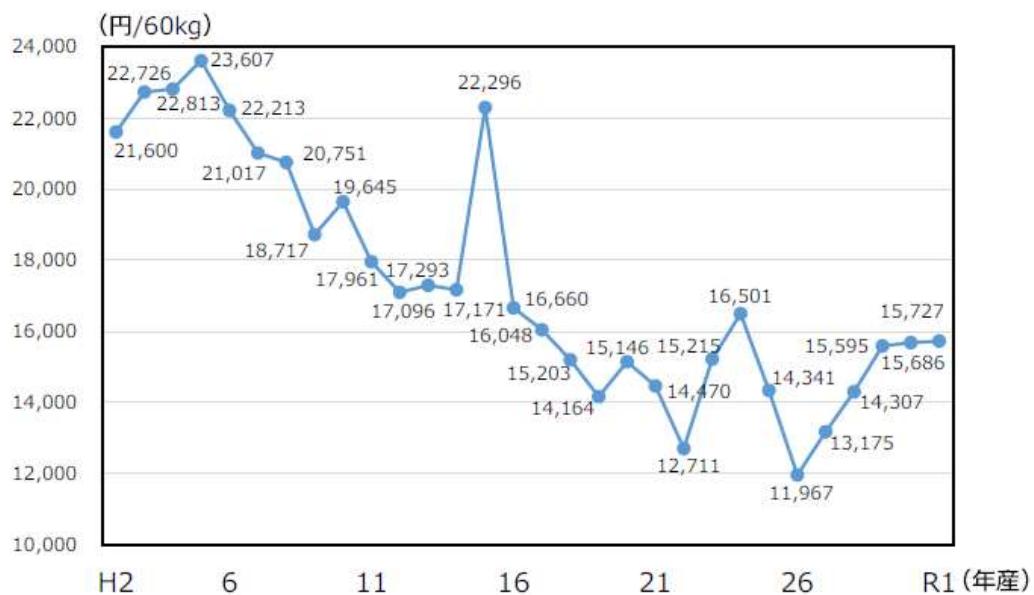
資料：農林水産省「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」

（食料消費構造の変化と食料自給率の変化）



資料：農林水産省作成

【米の販売価格の推移】



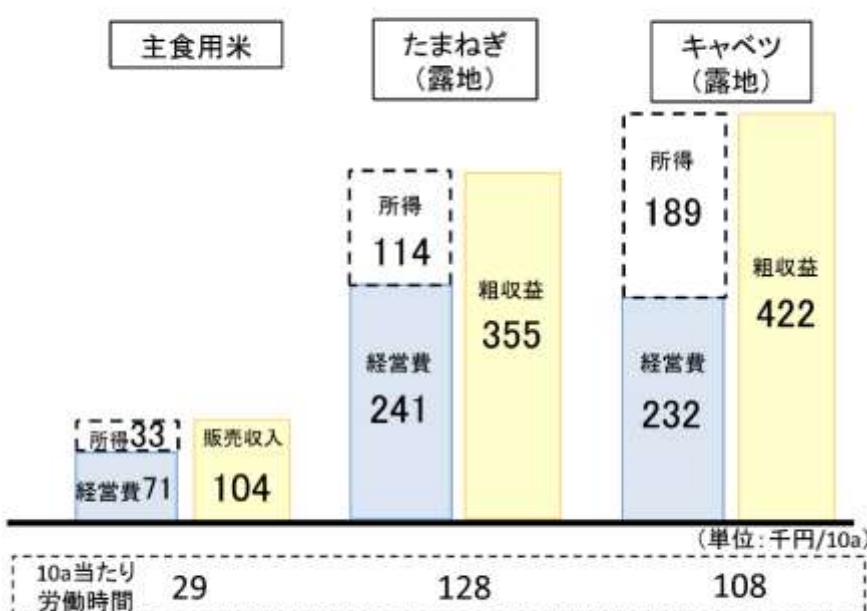
資料：(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果、農林水産省「米穀の取引に関する報告」

注1：平成2～17年産までは(財)全国米穀取引・価格形成センター入札結果を元に作成。

注2：平成18年産以降は出回り～翌年10月（平成30年産は令和元年8月まで、令和元年産は令和元年10月まで）の相対取引価格の平均値。

注3：センター価格は、銘柄ごとの落札数量で加重平均した価格であり、相対取引価格は、銘柄ごとの前年産検査数量ウェイトで加重平均した価格である。

主食用米と野菜の所得比較



(注) 主食用米の所得、経営費、販売収入は、前掲のデータ。それ以外については、「農業経営統計調査（平成27年）」。

<参考>コスト削減を図るための手法（スマート農業）

先端技術による作業の自動化、負担の軽減



自動走行トラクター



自動運転田植機



アシストスーツ



リモコン式自走草刈機

誰もが取り組みやすい農業の実現



データやセンシング技術を駆使した生産性や品質の向上

①大豆畠全体を撮影



②画像解析で害虫位置を特定



③害虫ポイントに農薬散布



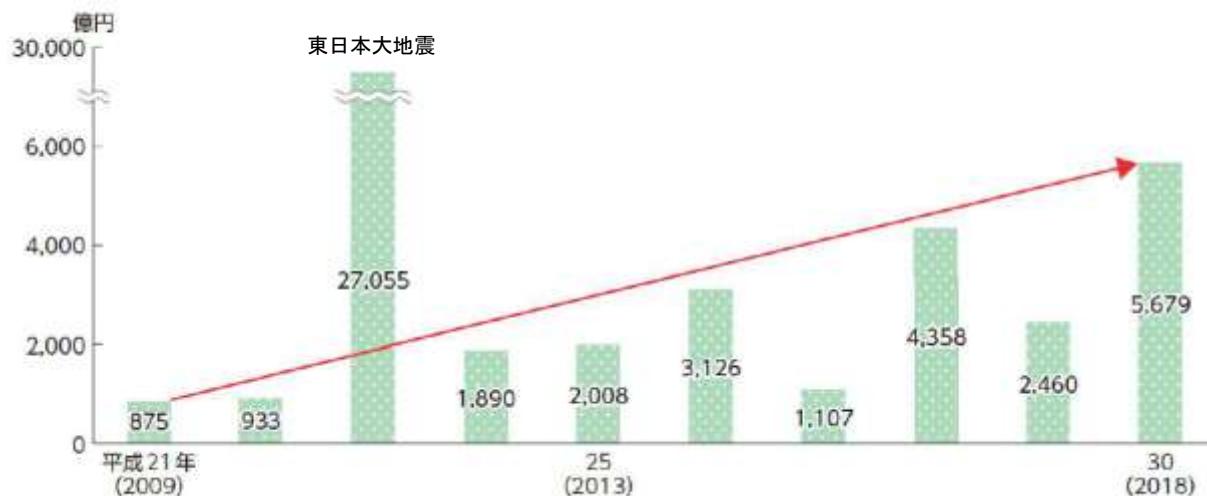
ドローンによるピンポイント農薬散布



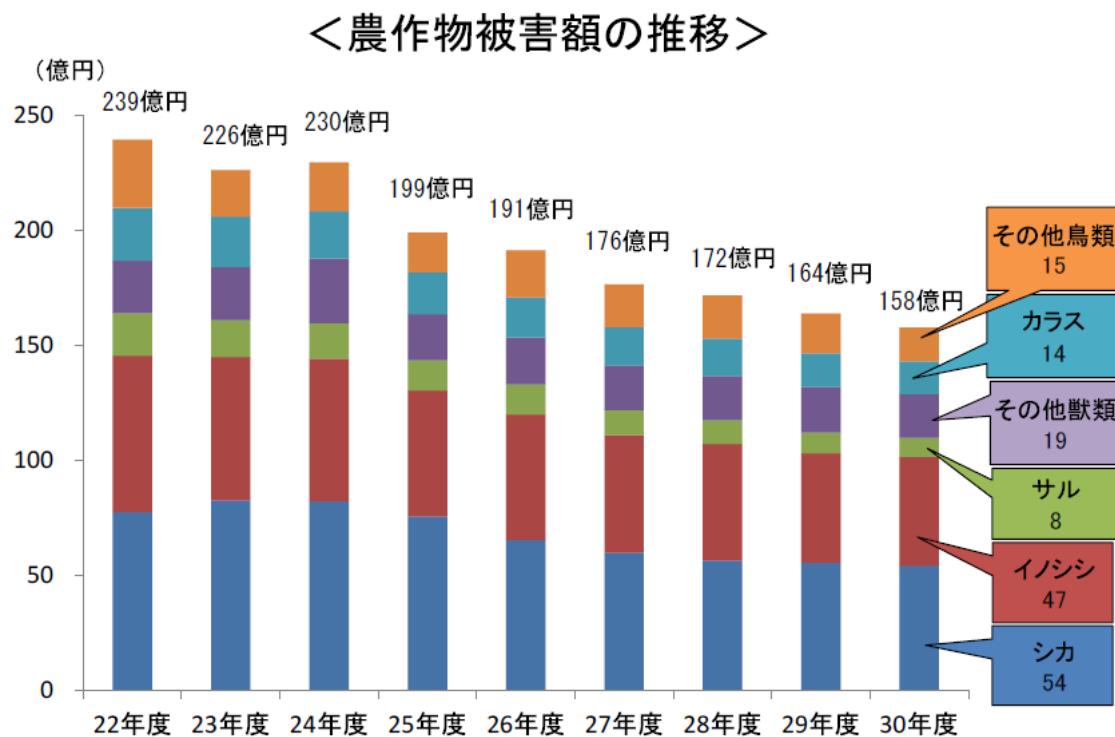
AIがトマトの成熟度を判定する
自動収穫ロボット

【農林水産省資料】

(過去10年の農林水産関係被害額)

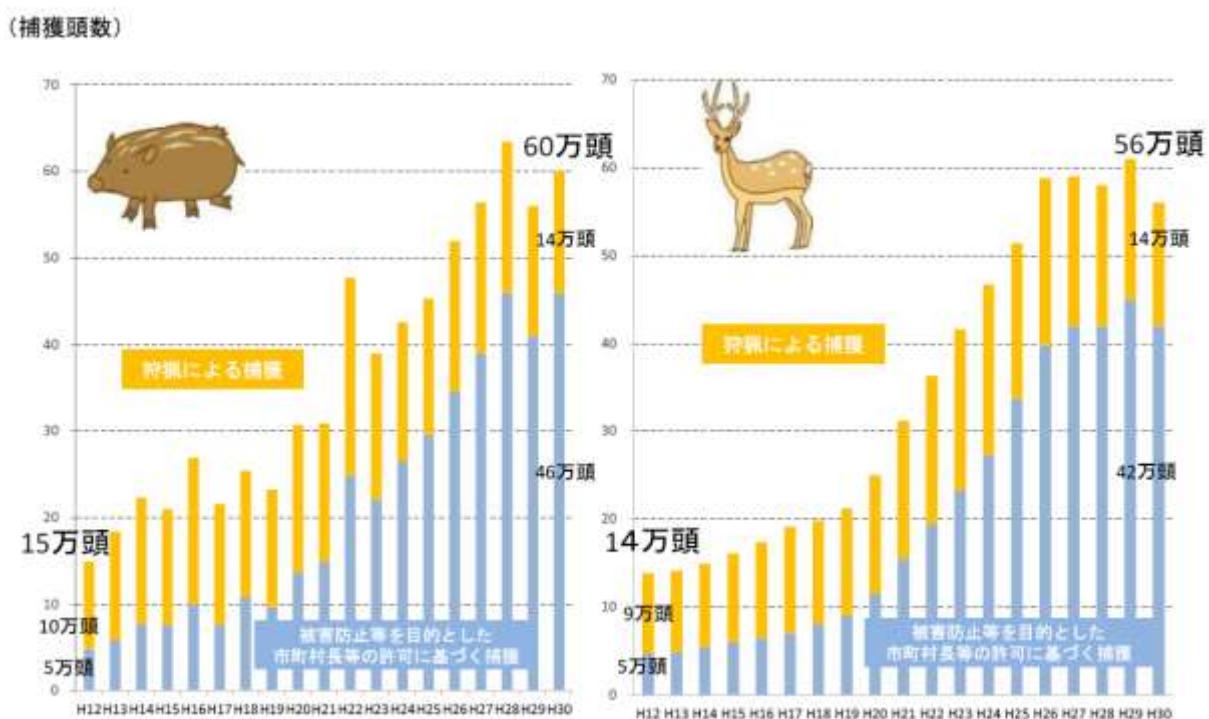


資料：農林水産省調べ



【農林水産省調べ】

イノシシ、シカの捕獲頭数の推移(環境省調べ)



【農林水産省資料】

資料③ 本文注釈

頁	*No.	用語	解説等
2	*1	ICT	<p>Information & Communications Technology の略で、情報通信技術のこと。</p> <p>総務省「平成 28 年版情報通信白書」用語解説を加工して作成 (https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nd300000.html)</p>
9	*2	法定雇用率	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、民間企業、国、地方公共団体が雇用しなければならないこととされている障害者の割合のこと。一般の民間企業（45.5 人[50 人]以上規模の企業）で 2.2%[2.0%]（〔 〕内は平成 30 年 3 月まで）。</p> <p>厚生労働省「障害者雇用率制度及び障害者雇用義務制度」を加工して作成 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou_shougaishakoyou/index.html)</p>
9	*3	テレワーク	<p>ICT を活用して、場所と時間を有効に活用できる柔軟な働き方。企業等に勤務する被雇用者が行う雇用型テレワーク（例：住宅勤務、モバイルワーク、サテライトオフィス等での勤務）と、個人事業者・小規模事業者等が行う自営型テレワーク（例：SOHO、住宅ワーク）に大別される。</p> <p>出典：総務省「平成 28 年版情報通信白書」用語解説 (https://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h28/html/nd300000.html)</p>
9	*4	フリーランス	<p>雇用関係によらない働き方で、自らの技術や技能を提供して対価を得る人のこと。明確な定義はないが、2019 年度版小規模企業白書では分析上「特定の組織に属さず、常時従業員を雇用しておらず、消費者向けの店舗等を構えておらず、事業者本人が技術や技能を提供することで成り立つ事業を営んでいる者」と定義されている。</p> <p>出典：中小企業庁「2019 年版小規模企業白書」 (https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2019/2019/shoukibodata/index.html)</p>
10	*5	労働生産性	<p>単位労働力当たりの生産量、生産額、或いは付加価値のこと。労働者 1 人あたり、労働者 1 人 1 時間あたりで表される。</p> <p>出典：独立行政法人 労働政策研究・研修機構「労働統計用語解説」 (https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/yougo/d02.html)</p> <p>資料 10 (55 頁) では、従業員 1 人あたりの付加価値額で示されている。</p> <p>出典：中小企業庁「2018 年版中小企業白書」 (https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/PDF/h30_pdf_mokujityuu.htm)</p>

10	*6	イノベーション	<p>新技術の発明や新規のアイデア等から新しい価値を創造し、社会的変化をもたらす自発的な人・組織・社会での幅広い変革のこと。</p> <p>出典：総務省「平成28年版情報通信白書」用語解説</p>
12	*7	AI	<p><u>Artificial Intelligence</u> の略で、人工知能のこと。</p> <p>出典：総務省「平成28年版情報通信白書」用語解説（総務省）</p>
12	*8	ビッグデータ	<p>利用者が急激に拡大しているソーシャルメディア内のテキストデータ、携帯電話・スマートフォンに組み込まれた GPS（全地球測位システム）から発生する位置情報、時々刻々と生成されるセンサーデータなど、ボリュームが膨大であると共に、構造が複雑化することで、従来の技術では管理や処理が困難なデータ群。</p> <p>出典：総務省「平成28年版情報通信白書」用語解説</p>
12	*9	IoT	<p><u>Internet of Things</u> の略で、「モノのインターネット」と呼ばれる。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出す。</p> <p>出典：総務省「平成28年版情報通信白書」用語解説</p>
13	*10	千葉県事業引継ぎ支援センター	<p>「事業引継ぎ支援センター」は、後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の相談に対応するため、中小企業庁が各都道府県に設置した窓口であり、「千葉県事業引継ぎ支援センター」千葉商工会議所内に設置されている。</p> <p>専門家への相談の中で相談企業が譲渡先・譲受先の紹介を希望する場合には、仲介機関の紹介等も行う。</p> <p>県HP「事業の存続にお悩みの方は千葉県事業引継ぎ支援センターにご相談ください！」より加工して作成（https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/keiei/hikitsugi.html）</p>
21	*11	コラボサクラ	<p>本市が運営する佐倉市スマートオフィスプレイス「CO-LABO SAKURA」のこと。</p> <p>多様な働き方の推進と新事業の創出並びに起業者の育成及び支援を促進する施設として、コワーキングスペース、シェアオフィス、シェア工房を提供している。</p>

21	*12	障害者職業センター	<p>「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構が各都道府県に設置・運営している機関。障害者に対する専門的な職業リハビリテーションサービス、事業主に対する障害者の雇用管理に関する相談・助言等を実施する。</p> <p>厚生労働省／障害者の方への施策「地域障害者職業センター」を加工して作成（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kouyou_roudou/kouyou/shougaishakouyou/shisaku/shougaisha/index.html）</p> <p>リンク先：独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構／千葉障害者職業センター（https://www.jeed.or.jp/location/chiiki/chiba/）</p>
22	*13	若年者地域連携事業	<p>若年失業者やフリーター等の若年者を広く対象に、若年労働者の早期離職を防止するとともに、安定した雇用に結びつけることを目的とし、地域の実情を踏まえて、労働局が民間事業者に以下の支援などを委託する事業。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う若年者の不足が見込まれる企業における人材確保支援 ・地域の特性を踏まえた若年者に対する雇用支援サービス ・地域の人材流出防止・地元定着に係る支援 <p>厚生労働省/千葉労働局「平成 31 年度若年者地域連携事業」を加工して作成（https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/choutatsu_uriharai/nyusatu/2017/201802_024_00037.html）</p>
22	*14	新卒応援ハローワーク	<p>大学院・大学・短大・高専・専修学校などの学生や、高等学校・中学校の生徒、および、これらの学校を卒業した方を対象とした専門のハローワーク。県内では船橋、千葉、松戸に設置。</p> <p>出典：厚生労働省/千葉労働局「新卒応援ハローワーク・ハローワーク学卒コーナー」（https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/roudoukyoku/gyoumu_naiyou/antei/ShinsotsuHW.html）</p>
22	*15	ユースエール認定	<p>若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業が受けることのできる厚生労働大臣の認定。（右は商品、広告などに付けることができる認定マーク）</p> <p>厚生労働省「ユースエール認定制度」を加工して作成（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000100266.html）</p> 

22	*16	千葉県ジョブサポートセンター	県と国（ハローワーク）が協力して、就業や生活に関わるさまざまな支援を行う総合支援施設。女性チャレンジ応援事業においては、出産・育児・介護等により離職し、再度働きたいと考える女性を対象に再就職やキャリアアップのサポートを行う。 千葉県ジョブサポートセンターHP 該当ページを加工して作成 (https://www.chiba-job.com/)
22	*17	生涯現役支援窓口	全国 110ヶ所のハローワークに設けられたシニア世代向け就職支援窓口で、県内には 7ヶ所に設置されている。本市は成田公共職業安定所の管轄区域となっている。 厚生労働省下記リンク先 PDF を加工して作成 (https://www.mhlw.go.jp/content/000369024.pdf)
22	*18	マザーズコーナー	子育てをしながら就職を希望している方に対して、職業相談や求人情報の提供など、総合的かつ一貫した就職支援を行うためにハローワーク内に設置された窓口。本市は成田公共職業安定所の管轄区域となっている。 厚生労働省下記リンク先を加工して作成 (https://www.mhlw.go.jp/kyujin/mother.html)
23	*19	コワーキングスペース	サテライトオフィスの一形態で、複数の企業が共同で利用するオフィススペースのこと。 出典：総務省「お試しサテライトオフィス」 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gvousei/c-gvousei/satellite-office.html) コラボサクラ内のコワーキングスペースは全席フリーアドレスで、テレワークで働く社員、フリーランス、創業間もない人、これから創業したい人等、さまざまな方が同じスペースで仕事ができる。
23	*20	千葉県よろず支援拠点	「よろず支援拠点」は中小企業庁が全国に設置する経営相談所で、「千葉県よろず支援拠点」は公益財団法人千葉県産業振興センター内に設置されている。中小企業・小規模事業者の経営課題に対し、きめ細かい支援サービスをワンストップで提供する。 経済産業省関東経済産業局下記リンク先を加工して作成 (https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chushokigyo/yorozu_shienkyoten.html)
23	*21	中小企業退職金共済制度	「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた、中小企業者の相互共済と国の援助による退職金制度。独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部が運営している。 厚生労働省「中退共制度のしくみと加入の条件」を加工して作成 (https://www.mhlw.go.jp/www2/topics/seido/rousei/chutaikyo/chutaikyo_03.htm) リンク先：独立行政法人勤労者退職金共済機構 (http://www.taisyokukin.go.jp/)

24	*22	くるみん認定制度	<p>次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業が「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定する制度のこと。</p> <p>(図：認定を受けた企業の証「くるみんマーク」)</p> <p>厚生労働省「くるみんマーク・プラチナくるみんマークについて」を加工して作成 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kodomo/shokuba_kosodate/kurumin/index.html)</p> 
24	*23	えるぼし認定制度	<p>「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、一定基準を満たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度のこと。</p> <p>(図：えるぼし認定最高位認定マーク)</p> <p>厚生労働省「女性活躍推進企業認定」より作成 (https://shokuba.mhlw.go.jp/published/special_02.htm)</p> 
25	*24	経営革新計画	<p>中小企業新事業活動促進法に基づき、中小企業者が作成する、新商品の開発や新たなサービス展開などの取り組みと具体的な数値目標を含んだ3年から5年のビジネスプランのこと。</p> <p>中小企業庁 HP「経営革新支援」を加工して作成 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/2008/080327kakushin30000.htm)</p>
25	*25	ふるさと名物応援宣言	<p>地域の実情に通じ、さまざまな関係者との連携の軸となりうる市町村が、地域を挙げて支援を行う「ふるさと名物」（地域資源を活用した商品・サービス（群））を特定し、積極的な情報発信及び地域を挙げた取組を牽引すること。</p> <p>経済産業省関東経済産業局 HP を加工して作成 (https://www.kanto.meti.go.jp/seisaku/chikishigen/data/susume.pdf)</p>
26	*26	先端設備等導入計画	<p>生産性向上特別措置法において措置された、中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画。市区町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、認定を受けることができる。認定を受けた場合は税制支援等の支援措置を受けることができる。</p> <p>中小企業庁「先端設備等導入計画策定の手引き」を加工して作成 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/2019/190425seisanseiSentan.pdf)</p>

26	*27	地域未来牽引企業	地域経済をリードする中核企業のことで、経済産業省が、地域内外の取引実態や雇用・売上高を勘案し、地域経済への影響力が大きく、成長性が見込まれるとともに、地域経済のバリューチェーンの中心的な担い手、および担い手候補である企業を選定する。 経済産業省 HP「地域未来牽引企業」該当ページをもとに作成 (https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiiki_kenin_kigyou/index.html)
26	*28	認定経営革新等支援機関（認定支援機関）	中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関のこと。中小企業支援を行う支援事業の担い手の多様化・活性化を図るため、平成 24 年に施行された「中小企業経営力強化支援法」に伴って、認定制度が創設された。税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備する。 中小企業庁下記 HP を加工して作成 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/nintei/)
26	*29	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金（ものづくり補助金）	平成 30 年度補正予算で採択された事業で、中小企業・小規模事業者等が取り組む、生産性向上に資する革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援するもの。経済産業省中小企業庁が「ものづくり高度化法」（平成 18 年法律第 33 号）等に基づき、近年、その名称や目的を微修正しつつ、平成 21 年年度から毎年予算化、あるいは補正予算で編成されている補助制度の最新版である。 中小企業庁下記 HP より加工して作成 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/sapoin/2019/190218mono.htm)
26	*30	小規模企業持続化補助金	小規模企業振興基本法の創設とともに予算措置された小規模事業者の販路開拓による事業の持続的発展を支援する補助金。 中小企業白書「2018 年版小規模企業白書」を加工して作成 (https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/H30/PDF/h30_pdf_mokujisyou.htm)

26	*31	経営発達支援計画	<p>平成 26 年、中小企業庁が「商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 5 年法律第 51 号）の一部を改正し、商工会または商工会議所が行ってきた経営改善普及事業の中に、小規模事業者の経営発達に特に資するものとして「経営発達支援事業」を新たに位置づけ、商工会または商工会議所が小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施する計画を経済産業大臣が認定する仕組みを導入した。具体的には小規模事業者の技術の向上、新たな事業の分野の開拓、その他の小規模事業者の経営の発達に特に資する取組を支援する計画と定義している。</p> <p>中小企業庁下記 HP より加工して作成 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/shokibo/nintei.html)</p>
27	*32	佐倉 Y.M.O. プロジェクト	<p>佐倉の地域資源である大和芋 (Y) ・味噌 (M) ・お茶 (O) を利用した新商品・新製品・新メニューを開発・提供し、市民や来街者に喜んでいただくことを目的として、佐倉商工会議所で取り組んでいるプロジェクト。</p> <p>佐倉市 HP より当該情報掲載ページを加工して作成 (https://www.city.sakura.lg.jp/0000025457.html)</p>
27	*33	シェアオフィス	<p>サテライトオフィスの一形態で、複数の企業が共同で利用するオフィススペースのこと。</p> <p>総務省「お試しサテライトオフィス」を加工して作成 (https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/satellite-office.html)</p> <p>コラボサクラのシェアオフィスは個室 6 室。テレワークを推進する企業の拠点として、または創業の拠点として提供している。</p>
30	*34	事業継続力強化計画	<p>中小企業が策定した防災・減災の事前対策に関する計画。経済産業大臣が認定する。認定を受けた中小企業は、税制優遇や金融支援、補助金の加点などの支援策が受けられる。計画に記載する主な項目として、①ハザードマップ等を活用した自然災害リスクの確認方法、②人員確保、建物・設備の保護、資金繰り対策、情報保護に向けた具体的な事前対策、訓練の実施や計画の見直し等、③事業継続力強化の実行性を確保するための取組がある。</p> <p>中小企業庁 HP 「事業継続力強化計画」より作成 (https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/bousai/keizokuryoku.htm)</p>

33	*35	商談会シート	<p>出展者の「伝えたい情報」とバイヤーの「知りたい情報」を1枚にまとめることで、効率的に商談を進めることを可能にした統一シート。</p> <p>農林水産省「FCP展示会・商談会シート」を加工して作成（https://www.maff.go.jp/j/shokusan/fcp/syoudan_sheet/）</p>
33	*36	スマート農業	<p>ロボット技術や情報通信技術（ICT）を活用して、省力化・精密化や高品質生産を実現する等を推進している新たな農業のこと。</p> <p>農林水産省HPを加工して作成（https://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/17009/02.html）</p>